

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査対象

一般会計の補助金の財務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成15年度

ただし、必要と認めた場合それ以前の各年度についても監査対象とする。

3 事件として選定した理由

地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助することができる。」とされており、山口県も補助事業を実施している。補助金は公益性がある場合において認められるものであり、最近、この補助金は地域社会の発展、地域社会の活性化、若年・老年者の援助・生活介護等の観点から種類や形態が広範囲に及び交付額は多岐・多額になってきている。一方で地方自治体においては財政収支が悪化しており、補助金の適正な執行について関心がもたれている。

補助金行政は長期間継続されているが時代の変遷とともに見直しをしていかないと、時代の要請に応えられなくなるばかりでなく補助金の膨張と多様化は、財政の複雑化・硬直化を来す恐れがある。現在の財政の状況を考えれば補助金にも「選択と集中」が要求されている時代である。高度経済成長期とは違う時代を迎えており被補助団体に自主的努力が求められるようになってきている。

また、国においては「三位一体改革」の名のもとに補助金の大幅な削減が検討されており、このことからも地方自治体においては補助金の扱いに重大な関心が示されているところである。

そこで、補助金の財務の執行について監査事件（テーマ）として選定した。

注1) 「三位一体改革」とは、国税の一部を地方税に振り替える「税源移譲」、国が分配する「地方交付税の削減」、地方における「補助金削減」の三つを一体的に進めることである。

2) その結果、国が税金で集めたお金を地方自治体に配分する際に、使い道などを細かく決めてきたこれまでの方式を見直し、自治体が独自に税金を集めたり、自由に事業をできるようにすることをねらいとしている。

4 外部監査の実施者

外部監査人	公認会計士 柴田 敏夫
外部監査人補助者	公認会計士 神田 忠二郎
外部監査人補助者	公認会計士 水谷 芳昭
外部監査人補助者	公認会計士 小田 正幸
外部監査人補助者	公認会計士 神足 敬史
外部監査人補助者	事務所職員 森下 恵子

5 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

補助金の支出は透明性・公平性・公益性が大前提であることを念頭において判断する。

ア 補助金交付要綱等について

(ア) 補助金は公益上必要と認められる事業または団体に支出されているか。

(イ) 補助金の交付目的、補助対象事業の内容、支出費目が明確となっているか、また、これらに整合性があるか。

イ 補助金交付申請書（事前協議を含む）について

(ア) 法令、規則、要綱等に適合しているか。

(イ) 補助事業者が提出する「補助金交付申請書」及びその添付資料に対して審査・ヒアリングは適正に実施されているか。

(ウ) 審査文書の作成状況及び保管状況は妥当か。

ウ 補助金額の決定・交付について

(ア) 補助金の算定方法は妥当か。

(イ) 補助金の交付時期は適正か。

エ 補助金の補助金実績報告書について

(ア) 補助金の使用は交付申請書と整合性がとれているか。

(イ) 補助対象事業と交付先の事業が明確に区分されているか。

(ウ) 補助金の支出額は妥当か。

オ 補助金の審査について

(ア) 補助金の審査、指導・監督は適切か。審査の方法等が具体的に定められているか。マニュアルなどで審査が均一化されるようになっているか。

(イ) 審査文書の作成状況及び保存状況は妥当か。

カ 補助金の評価について

(ア) 補助事業の効果の測定方法及び分析・評価は適正に実施されているか。

(イ) 補助効果の観点から整理、見直すべきものはないか。

キ その他

不正受給の補助金はなかったか。

(2) 監査目標

山口県の行政施策の考え方は次のように公表されている。

施策推進の視点

次の3つの視点により、県民の力、市町村の力、県の力を結集し、本県の総合力を高めながら、施策を推進します。

【3つの視点】

「今なすべきこと」に集中した施策の推進

本県にとって、「今、何が必要で、何をなすべきか」を的確に判断しながら、施策を集中的に推進します。

「成果重視」の施策の推進

県民の視点に立って、施策が当初の目的を達成しているかどうかの確認を行い、改善を図ることにより、県民にとって最適な行政サービスを実現します。

「やまぐち方式」の施策の推進

本県の資源や特性を最大限に生かした、全国から注目される山口県発の独創的な施策を推進し、山口県の個性とも言える「山口県らしさ」をさらに創造します。

(「やまぐち未来デザイン21」より抜粋)

上記の視点から補助金の効果がどう評価できるかも財務の執行から重要なポイントとなる。

ア 合規性

(ア) 合規性の判断基準となる規則（条例、要綱、要領等）の整備は充分か。

(イ) 補助金の交付申請から、実績報告、審査及び交付に至る諸手続が、法令・条例・交付要綱等に準拠しているか。

イ 効率性・経済性

(ア) 財政の制約から、補助金が最小の事務経費で補助効果を發揮できるように効率的に交付されているか。

(イ) 少額のものについては有効性も含め効率性・経済性に留意する。

ウ 有効性

(ア) 当該補助金が有効に利用され公益の増進が図られたか。

(イ) 既得権化していないか特に長期間継続しているものには留意する。

(ウ) 国等に追従する補助金を無評価で処理していないか。

(エ) 市町村から入手する資料の内容まで踏み込んで検討しているか。

エ 公益性

対象者が少数の場合または特定の団体の場合公益性はあるか。

(3) 監査手続

ア 補助金の目的または趣旨

(ア) 目的が明確か。

(イ) 目的外または補助対象以外の事業へ交付されていないか。

を、補助金交付要綱等と交付申請書等により確かめる。

イ 「補助金交付要綱」等の内容を分析し、交付目的、事業の内容、支出費目が明確になっているかを確かめる。

(注) 山口県では要領で規定している補助金はほとんどない。（第3 1 (2) イ（参考）を参照）

- (ア) 「補助金交付申請書」及びその添付資料に対する審査、ヒアリングの状況を調査し、要綱等で定める事業を確認し、書類の保存状況を確かめる。
- (イ) 審査文書の内容、保存状況を調査する。
- ウ 交付条件が規定化されているかを確かめ、
- (ア) 必要な書類はすべて微求され、定められた審査、確認が行われたうえで交付決定に至っているかを確かめる。
- (イ) 徴求書類及び交付書類の写しはすべて保存されていることを調査する。
- エ 補助金の交付方法・支出時期を、
- (ア) 定められた算出方法によって計算されていることを確かめる。
- (イ) その算出方法はその事業の趣旨にそったものかを検討する。
- (ウ) 支出時期が補助事業実施時期に対応しているかを検討する。
- オ 補助対象事業の実績を把握する。
- (ア) 「補助金実績報告書」の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを検討する。
- (イ) 「補助金実績報告書」に対する審査方法及び補助金交付団体への指導、監督の状況（有無）を調査する。
- (ウ) 審査文書の作成・保存状況を確かめる。
- (エ) 審査文書は審査すべき項目があらかじめ定められ、その項目に従って文書がまとめられ、結果及び不正受給の有無及び評価が明瞭に記載されているかを確かめる。
- (オ) 補助事業の効果の測定方法及び分析、評価方法を調査する。
- (カ) 当該補助制度の廃止など終期の設定が要綱等の中で分かるようになされているか調査・質問する。
- (キ) 補助金の受入記録を確認し、補助金に係わる帳簿その他の証憑書類の整備保管状況を調査する。
- (ケ) 補助金の流用、不正使用はないかを調査する。
- (コ) 契約書等により補助金が支出された内容を検討し、補助金が補助目的どおりに支出されているかを調査する。
- (コ) 補助団体の運営収支の状況及び補助金の使用・充足の状況を調査する。

カ 現地視察

事業の内容を確認・理解する必要があると認める事業の現場等を視察する。

6 外部監査の実施期間

平成16年7月28日から平成17年2月28日まで

注1) 実績集計上、交付金、負担金・助成金などが補助金に含まれているものは区分困難なため補助金に含めている。

2) 以下で表示する金額の単位については原則として百万円または千円未満については切り捨てで表示している。

7 適用法規等

(1) 補助金適正化法（法律補助として補助される場合）

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公平かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(2) 臨時行政改革推進審議会の答申

昭和58年3月の「行政改革に関する最終答申」では、補助金等の改革について提言がなされ、その整理合理化方針として次のように述べられている。（一部を抜粋）

ア 変化への対応

見直しの前提として、例えば高度成長から低成長への移行にともない、負担との関係で行政サービスの水準の見直しが必要になった。変化に対応して的確な見直しが行われるようにするために、終期の設定やスクラップアンドビルトの原則を徹底する、など。

イ 総合性の確保

同種類似の助成については、できるだけ統合あるいは適切な調整を行うという観点に立って見直しを行う、など。

ウ 簡素化・効率化

補助を受ける者の活力を活かし、自主的努力を促すための補助率の引き下げ、補助対象の縮小及び補助方式の合理化を行う、など。

エ 信頼性の確保

保護助成行政についての国民の信頼を得るために最も重要なことは公平の確保である。このため、施策が特定の分野や地域に偏しないようバランスを保つ、など。

これを受けた臨時行政改革推進審議会において数回にわたって答申がなされている。

(3) 地方財政法第16条（補助金の交付）

国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。

(4) 地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(5) 山口県には適正化法の県版はない。山口県の場合は大半が法令に基づかない予算補助となっている。

(6) 「公益とはなにか」小松隆二著（論創社）を参考にした。

第2 補助金監査の概要

1 補助金の概要

(1) 補助金の意義（「山口県財務規定例規集」山口県会計規則より）

ア 補助金

一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に對価なくして支出するものである。支出に当たっては宗教法人に対するもの以外は別段の制限はないが、公共の福祉の増進に役立つものでなければならない。

補助金は国等の施策に基づき国等から補助を受け間接的に補助する場合と地方公共団体が全く単独で当該団体の施策の推進、奨励を図る目的で補助する場合がある。

補助金には法令に基づくものと単に予算措置によって行われるものとがある。法令に基づく補助には、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく被害農家営農資金利子補給及び損失補助金、児童福祉法に基づく児童福祉施設整備補助金等がある。予算措置のみによって行われる場合は麦作対策奨励金、児童遊園設置費補助金等がある。その他地方公共団体が単独で補助する例は極めて多い。

なお、補助金の名称を用いないもの例えば何々奨励金、何々補給金、何々助成金でも実質が補助金と同様のものはこの節によって支出されるものである。ただし、寄附金については(25)寄附金によって支出されることになる。

イ 負担金

一般的には特定の事業等に対し、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けていることにより、受益者負担金として支出する経費である。

この負担金の外に、負担金と全く同様の意味、内容で用いられているものに分担金があるが、その用語の使い分けは明確でない場合が多く、実際にはこの負担金に含まれるものが多いと考えられる。例えば県営土地改良事業の市町村負担金、砂防法第31条の市町村の分担金等。

その他地方団体が構成又は加盟している各種団体例えば、全国知事会、全国都道府県議長会等の外、何々振興協議会、何々期成同盟会、何々推進協議会等に対する会費等も負担金としてこの節から支出される。

ウ 交付金

一般的には地方公共団体に対する事務処理等の報償として支払われる経費である。府県では都道府県が市町村に対して交付する外国人登録市町村交付金、自衛官募集市町村交付金、県民税徴収取扱市町村交付金等があり、市町村では特別徴収義務者関係交付金、租税完納運動本部交付金等がある。

(2) 補助金の交付制度による分類

補助金は交付制度からは次のように分類されている。

法律補助と予算補助、予算補助と決算補助、打ち切り補助と非打ち切り補助、直接補助と間接補助、定率補助と定額補助、条件付補助と無条件補助、継ぎ足し補助、県単独補助、国庫補助事業など。

県単独補助とは国の補助がないものをいう。

(3) 補助金の役割と問題点

ア 補助金の役割

補助金は、その交付を通じ一定の行政水準の維持向上、特定の施策の奨励等を図ることを目的とし、他の方策によっては有効に実現しがたい重要な機能を担っている。

県が施策を実施する場合に、一般的には県が直接実施主体になる場合よりも、市町村、公益法人等に事務、事業を行わせる方が現地に密着し、幅広い分野にわたり多種多様な施策を実現できるし、また、効率的、機動的にその施策の実現を図りうる場合がある。その場合には、補助金は効率的な行政を進めるうえで重要な施策手段になる。

イ 補助金の問題点

補助金は、上記のような重要な役割を有するものであるが、一般的に次のような問題点がある。

(ア) 補助金の支出要件が抽象的、相対的であるため、補助すべきか否かについて議論が起こりやすく、採否の決定のための客観的基準の確立が難しいこと。

(イ) 補助金が相当の反対給付を受けない給付金であるという特性をもつたため、その執行が濫費に陥りやすく、また、一度支出した補助金は既得権化しがちなこと。

(ウ) 補助金の交付が補助事業者に対して一種の統制を義務づけるため、その自主努力を減退させ、行政に依存した惰性的運用を招きがちになること。

(エ) 国庫補助金事業については、地方公共団体に対する統制力を強め、地方行政の自主性を削ぎ、また、補助事業の実施主体と経費負担者とが異なることにより、その事業に対する行政責任の帰属があいまいになること。

このように、補助金には財政支出の効率的・効果的な執行を阻害する問題点があるため、社会経済情勢の推移や行政需要の変化に応じて、その必要性を常に見直すことが要請されている。特に、近年の激変する経済環境や厳しい財政事情の下では、従来にもまして財政運営の効率性が求められており、公益性の観点から、客観的に補助事業の必要性及び効果を見直すことが必要とされている。

(4) 山口県における補助金等の支出状況

平成11年度～平成15年度における補助金決定額

(単位：千円)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総合政策局	777	680	660	622	588
総務部	8,178,915	8,053,624	7,683,190	7,566,080	7,688,918
地域振興部	2,040,190	1,144,994	1,380,759	2,128,718	912,663
環境生活部	1,192,749	1,114,522	2,692,031	1,982,502	1,399,113
健康福祉部	19,524,941	16,480,737	20,408,248	19,756,809	18,609,648
商工労働部	5,277,032	5,448,104	6,003,562	6,628,253	5,815,948
農林部	19,815,132	17,541,451	13,613,987	13,414,558	12,688,364
水産部	6,375,416	5,362,918	4,299,358	5,212,042	5,068,385
土木建築部	2,120,810	2,120,621	777,075	825,984	917,829
諸局・警察	87,072	74,627	70,363	59,271	55,502
教育庁	857,012	1,397,349	782,570	636,248	717,178
計(A)	65,470,046	58,739,627	57,711,803	58,211,087	53,874,136
一般会計歳出合計(B)	885,118,155	883,833,047	824,815,026	800,319,100	780,090,474
A/B (%)	7.4%	6.6%	7.0%	7.3%	6.9%

注1) 端数処理の結果、合計と一致しない場合がある。

2) 過去の組織移動については、現行組織に置き直して再整理している。

平成15年度における主な補助金は下表のとおりである。

(単位：千円)

区分	15年度決算	主な補助金事業（百万円）
総合政策局	588	
総務部	7,688,918	私立学校運営費補助 6,350
地域振興部	912,663	地域ケーブルテレビ施設整備 422、市町村合併推進事業 133、広域市町村合併支援特別交付金 107
環境生活部	1,399,113	水道広域化促進 454、合併処理浄化槽設置整備 369、水道事業高料金対策 164
健康福祉部	18,609,648	老人福祉施設整備費補助 2,915、児童保護費 2,931、重度心身障害者医療費助成事業 2,918、乳幼児医療費助成事業 935、母子家庭医療費助成事業 341、在宅老人福祉対策費 2,188、保育所機能強化 1,031、軽費老人ホーム運営費 1,075、知的障害者福祉施設整備費補助 542
商工労働部	5,815,948	小規模事業経営支援事業 1,779、地方バス路線運行維持対策事業 615、緊急地域雇用創出特別基金 875、離島航路対策事業 389、運輸事業振興助成 348
農林部	12,688,364	(公共事業 9,863)、農業共済団体事務費 901、経営構造対策事業 386、山村振興 137

水産部	5,068,385	(公共事業 4,671)、漁業経営構造改善事業 72
土木建築部	917,829	(まちづくり支援事業費補助ほか公共事業 918)
諸局・警察	55,502	警察職員互助会育成 26、交通事故被害者救済 20
教育庁	717,178	各種大会開催・派遣等 212、文化財保護事業 141、山口県奨学会 131、教職員互助会育成強化 115、学び舎づくり 64
計	53,874,136	

注1) 端数整理の結果、合計と一致しない場合がある。

2) 過去の組織異動については、現行組織に置き直して再整理している。

3) ()内は市町村・団体営の公共事業へ、県を通じて交付される補助金である。

(5) 山口県の補助金の支出に対する見直しの経緯について

ア 現状

山口県では、補助金全体を統括する方式を採用していない。担当部課が見積もった補助金支出について、財政当局が、「予算全体で何%の増減」という予算編成方針を掲げる中で予算設定を行うため、補助金の中での選択と集中を行うのが難しい状況にある。

このような部課単位で補助金支出を検討する現在の取組では、機械的に、かつ、縦割りで補助金を増減することにつながりがちで、補助金の実態についてゼロベースで調査し、公益上の目的に沿って適正に交付、活用されているか詳細に審査することで、補助金支出を抜本的に見直そうとするインセンティブが働きにくくなるという問題がある。これを補完するものとして次項で述べる「政策評価システム」を導入している。

イ 経緯

平成10年5月に作成された国「地方分権推進計画」においては、国庫補助負担金の整理合理化がうたわれ、国庫負担金の10年ごとの見直し、国庫補助金へのサンセット方式の導入等が掲げられた。山口県においてもこの方針に沿って、平成11年12月に「地方分権推進プログラム」を策定した。

県は毎年度策定している次年度当初予算編成方針に、個別に具体策を明示する（平成10年度から実施）ことで、絶えず全庁的な周知徹底を図っていることから国並みの整理合理化策は特に定められていない。

その具体策とは、例えば、予算が肥大化することのないように、事業等に3年の期限を設け、特に必要な限り、その期限が過ぎたら自動的に廃止とする「3年サンセット」、費用対効果や効率の悪い事業等を整理し、新たな事業を設ける「スクラップ・アンド・ビルト」、平成12年度から始めた事業評価による絶えざる事業見直しなどである。

なお、山口県では平成16年度から平成19年度までの4年間を「県政集中改革期」と位置づけ、「行政改革」、「財政改革」、「公社改革」の3つを柱に、当面する緊急重要課題を解決し、持続可能な行財政基盤を構築することとしている。

特に平成16年10月に策定された「中期的な財政改革の指針」によれば、硬直化が進む財政体質の弾力性を早期に回復し、持続可能な財政構造の確立を目指して抜本的な集中改革を推進することとされ、うち歳出改革では県単独補助金改革が掲げられている。

しかし、すべての補助事業が「3年サンセット」の対象とされているとはいものの先に述べた予算設定方式の中では、次年度以降の補助事業を見直すに当たって、果たして実効のある評価が行われているかどうか検証することは困難である。

(6) 山口県における補助金の評価方法及び評価結果について

山口県では平成15年度から、厳しい財政状況の中、県民のニーズに的確に応えるため、「政策評価システム」を導入している。

政策評価とは、県の仕事の現状を点検し、改善・見直しを行いながら、さらに大きな成果を上げていくためのものとされ、そのねらいとしては、

ア 県民に対する説明責任の徹底

イ 県民の視点に立った行政サービスの向上

ウ 県民が県政に参画する機会の拡大

の三点が挙げられている。

また、その仕組みは、企画(Plan) — 実施(Do) — 評価(Check) — 改善(Action) のいわゆる PDCA・サイクル、行政マネジメント・サイクルに沿って、施策の現状を評価・検証し、施策の目的を達成するため、改善・見直しを行う仕組みである。県の施策の状況を、県民満足度などの客観的指標により、県自らが評価・改善していくものである。

その結果は県のホームページで公表している。

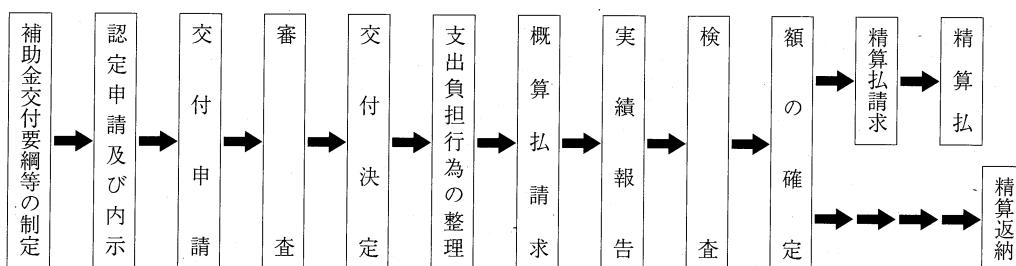
2 補助金に対する法令・要綱等及び交付手続

(1) 補助金に対する法令・要綱等

県条例の制定はなく、要領はほとんどない。要綱または伺いが支出の根拠となっている。

(2) 交付手続

補助金の事務処理の手順



3 監査の対象とした補助金の選定基準

前記第2の1(4)の表に見られるように、山口県が実施している補助金は多分野にわたり、かつ多額であるにもかかわらず、県には補助事業の内容や決算額を一覧表としてまとめたものがないため外部者には補助金の内容・問題点等が分かりにくい。

そこで、平成14年度の補助事業調査票を参考に補助実績から金額的に多い補助金を抽出しそのすべてについて一通り内容を調査・検討した。

その結果、補助金については補助事業の内容を理解したうえで検討する必要があり、例えば健康福祉・老人対策事業などは補助金等として取り上げるよりむしろ健康福祉・老人対策事業としてこれだけを総合的に一つのテーマとすべき財政規模であると判断し補助金のテーマとしては除外することとした。

また、補助金のうち国からの補助が半分を超える補助金については地方公共団体においては何ら裁量の余地がなくその実施のみを義務づけられるものもあり必ずしも県が主体となって意思決定を行っていないと考えられることから原則として除外した。

さらに、過年度において山口県の外部監査の対象となった事業に係る補助金はできるだけ除外した。

なお、平成14年度に課単位で3,000万円以上（国庫補助2分の1以下）補助を行っているもののうち今回外部監査から除外した部署は下記のとおりである。

総務部（職員厚生課）、地域振興部（地域政策課、市町村課）、環境生活部（県民生活課、文化振興課、環境政策課）、健康福祉部（児童家庭課、障害福祉課）、商工労働部（商政課、労政課）、農林部（経営普及課、畜産課）、水産部（漁港漁村課、漁政課、水産課）、土木建築部（都市計画課、砂防課、住宅課）、教育庁（教職員課、福利課）

少額補助の廃止について他県では実施しているところがあるが山口県においては実施されていないので、公益性と支出効果の観点から少額補助についてもいくつかを取り上げて検討した。

4 外部監査を実施した補助事業等

(単位：千円)

監査対象部署	整理No	補 助 事 業 名 等	平成15年度支 出 額	財 源 注4)	結 果 記 載	意 見 記 載
総務部 学事文書課	1001	私立学校運営費補助事業	6,350,848	①②③	有	有
	1002	私立学校情報教育推進事業	26,031	②	有	
	1003	私立高等学校産業教育振興補助金	123,498	②		
	1004	私立学校体育施設整備費補助金	47,255	②		
	1005	私立高校生奨学事業	57,906	①②	有	有
	1006	私立高校生特別就学補助金	311,013	①②		
	1007	私立高等学校就職指導専門員活用事業	12,000	②		有
	1008	中国地区私立中学高等学校父母の会山口大会補助金	150	②		
	1009	県内進学率向上支援事業	1,000	②	有	有
	1010	宇部フロンティア大学施設整備費補助事業	330,000	②	有	有
	1011	萩国際大学施設整備補助事業	2,000,000 注2)	②	有	有
環境生活部 生活衛生課	2001	生活衛生指導助成費補助金	11,407	①②		有
	2002	生活衛生関係営業振興事業補助金	2,835	②③	有	有
	2003	公衆浴場経営合理化事業補助金	2,409	②③		有

	2004	公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金	1,673	②③		有
	2005	水道広域化促進事業	454,533	②		有
	2006	水道事業高料金対策事業	164,521	②		有
	2007	水道布設整備事業	28,782	②		有
環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	3001	合併処理浄化槽設置整備事業	369,316	①②③	有	有
	3002	合併処理浄化槽設置整備事業（繰越）	18,837	①②③		
	3003	広域最終処分場整備促進対策事業	10,225	②	有	
	3004	ごみゼロやまぐち県民運動促進事業（生ゴミリサイクル）	3,443	②	有	有
	3005	ごみゼロやまぐち県民運動促進事業（エコ商店街）	4,000	②	有	有
	3006	P C B処理対策事業	24,000	②③	有	有
教育庁 保健体育課	4001	中学校体育大会等開催関係事業費	1,366	①②	有	
	4002	中学校体育大会等派遣関係事業費	5,464	①②	有	
	4003	高等学校体育大会等開催関係事業費	1,242	①②	有	
	4004	高等学校体育大会等派遣関係事業費	6,249	①②	有	
	4005	トップアスリート育成事業	141,721	②	有	有
	4006	国民体育大会等選手派遣事業（夏季国体）	6,356	②		
	4007	国民体育大会等選手派遣事業（秋季国体）	23,928	②	有	有
	4008	スポーツボランティア推進事業	4,000	②	有	
	4009	第66回国民体育大会山口県準備委員会運営費	10,500	②	有	
	4010	全国高校総体開催準備事業	4,200	②	有	
	4011	国体中国ブロック大会施設整備（馬術連盟）	2,400	②	有	有
	4012	国体中国ブロック大会施設整備（カヌー協会）	2,409	②	有	有
	4013	国体中国ブロック大会施設整備（ボート協会）	2,000	②	有	
	4014	山口県体育指導委員協議会	162	②	有	
商工労働部 新産業振興課	5001	新事業創出総合支援事業	38,527	①	有	
	5002	中小企業地域情報センター育成事業	11,922	①		有
	5003	臨空型新事業創出拠点支援事業	9,978	②		有
	5004	東京ビジネスセンター整備支援事業	14,535	②		
	5005	I T化総合支援事業	41,582	①		
	5006	首都圏販路開拓支援事業	2,081	①		有
	5007	やまぐち産業振興財団育成事業	48,612	②		
	5008	知的クラスター創成推進事業	8,859	②		
	5009	中小企業経営革新支援事業	21,490	①	有	
	5010	戦略的情報化モデル事業	7,900	①	有	有
商工労働部 観光交流課	6001	鉄道近代化設備整備事業	5,020	②		
	6002	バス活性化対策事業	4,415	②		
	6003	地方バス路線運行維持対策事業	350,021	②③		有
	6004	地方バス路線運行維持対策事業（生活バス路線・廃止路線）	265,813	②③	有	有
	6005	離島航路対策事業	389,364	②③		有
	6006	運輸事業振興助成事業	348,857	②③	有	有
	6007	交通施設移動円滑化設備整備事業	17,410	②③		有
	6008	国際経済交流促進事業	6,084	②	有	
	6009	国際経済交流拠点整備事業	4,178	②	有	有
	6010	物産振興対策事業	9,146	②	有	
	6011	観光団体助成事業	16,343	②	有	有
	6012	快適観光空間整備事業	17,500	①②③	有	
商工労働部 雇用・能力開発課	7001	認定職業訓練育成促進費	12,199	①②		有
	7002	職業能力開発協会育成費	29,046	①②		有
	7003	高年齢者就職支援対策	12,900	②	有	
	7004	新規学校卒業者雇用奨励事業	6,150	②		有
	7005	高年齢者就業機会確保事業	47,398	②		有
商工労働部 経営金融課	8001	小規模事業経営支援事業	1,589,907	①②③	有	
	8002	商工会・商工会議所広域支援体制整備促進事業	3,000	①②③	有	
	8003	中小企業団体体育指導事業	145,617	①②③	有	有
	8004	中小企業連携促進・支援事業	23,430	①②	有	
	8005	中小企業団体等強化育成事業	5,930	②	有	有
	8006	地場産業総合振興事業	22,606	①②		有
	8007	新地域産業集積発展促進事業	15,118	①②	有	有
	8008	下請企業振興事業	56,888	①②③		有

	8009	中小企業診断事業	25,538	②		有
	8010	中小企業支援センター事業・中小企業診断事業・経営指導育成事業	17,437	①②		有
	8011	倒産防止特別相談事業	5,072	①②	有	有
	8012	中小企業労働力確保対策事業	5,000	①②	有	有
	8013	信用保証料率低減事業	142,239	②	-	有
	8014	貸付管理費	19,984	②	有	有
	8015	地域中小企業支援センター事業	24,740	①②	有	
健康福祉部 厚政課	9001	地区民生委員協議会活動助成事業費補助金	34,328	②③	有	有
	9002	県社会福祉協議会運営費補助金	69,558	②③	有	
	9003	社会福祉施設建物整備関係借入金償還元金等補助金	54,685	②		有
	9004	社会福祉施設建物整備関係借入金利息等補助金	103,865	②③		有
	9005	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	323,687	②③	有	
	9006	重度心身障害者医療費助成事業	2,918,076	②	有	
	9007	母子家庭医療費助成事業	341,356	②	有	
	9008	乳幼児医療費助成事業	935,378	②	有	
	9009	福祉医療費助成事業	105,508	②	有	
	9010	国民健康保険事業補助金（国保運営健全化対策費）	2,025	②	有	
	9011	国民健康保険事業補助金（国保診療報酬審査支払助成費）	40,896	②	有	有
	9012	国保被保険者負担軽減対策費助成金	304,223	②	有	
農林部 農村整備課	1101	換地センター運営費	2,200	①②	有	
	1102	土地改良管理指導センター費	3,500	①②	有	
	1103	農村総合整備推進費	1,069	①②	有	
	1104	土地改良施設維持管理適正化事業	24,900	①②	有	有
	1105	基幹的防災利水施設管理事業	2,500	②		
	1106	土地改良負担金総合償還対策事業費	2,170	②	有	
	1107	担い手育成支援事業	89,718	②		有
	1108	土地改良区総合強化対策事業補助金	1,933	①②		有
	1109	中山間ふるさと保全対策事業	20	①②	有	有
農林部 生産流通課	1201	地域水田農業活性化緊急対策事業	277,041	②	有	有
	1202	水田農業振興指導推進費	2,719	①②	有	有
	1203	野菜認定産地整備近代化事業	1,573	②		有
	1204	地産・地消対応型園芸産地育成事業	140,455	②	有	有
	1205	花壇苗等花き産地拡大推進事業	3,000	②	有	
	1206	米穀流通調整事業	950	②③	有	有
	1207	学校給食主穀利用促進事業	10,749	②	有	
	1208	果実需給安定対策事業	44,446	①②	有	
	1209	野菜価格安定対策事業	6,929	①②		
	1210	彩りの伝統野菜等振興対策事業	1,024	②	有	有
	1211	見つめて！山口農産物愛用促進事業	32,000	②	有	有
合 計		(合計には注の金額は含めていない。)	18,299,996			

注 1) 結果記載、意見記載の有は個別の結果または、包括外部監査の結果に添えて提出する意見に記載していることを示している。

2) この補助金は平成15年度以前の事業であるが金額的に重要であり、かつ補助に対する結果を評価すべき段階にあるものとして取り上げる。

3) 地域中小企業支援センター事業は平成16年度に経営金融課へ移管された。

4) 財源欄の番号は、①国庫補助、②県の一般財源、③交付税措置、を意味する。

第3 外部監査の結果

1 総括事項

(1) 一般会計の補助金の財務の執行については以下に指摘する事項を除き関係法令及び補助金交付要綱等に従い適正に処理がなされている。

(2) 共通する指摘事項

ア【意見】

山口県の場合、補助金全体を総括するような条例・規則が制定されていない。

国の補助がらみの法律補助については当然、補助金適正化法が適用されることになる。

一方、地方自治法第232条の2に規定されている補助理由と補助金適正化法の表現は異なっている。

県の補助はいずれの法律趣旨も取り入れていると考えられるがほとんどの補助金がいきなり要綱等により

実施されている。これらの解釈指針あるいは実務指針として、また補助金要綱を総括する規定として他県では制定されている補助金条例を制定した方がよいと考える。これにより各部署がそれぞれ独自の判断をするのでなく、県全体として統一的な判断基準が定められることになる。

例えば、補助金適正化法第1条及び第3条に規定する内容（不正な申請、不正な使用、公平・効率的な使用）が要綱等には規定されていない。

例外として、「地域産業集積活性化計画支援事業費補助金要綱」及び「地場産業総合振興事業費補助金要綱」などにおいて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令並びにその他の法令に定めによるほか（以下略）」と規定されている。

しかし、これはすべての補助金に当てはまることから包括的に条例等で定めるべきであると考える。

イ 要綱等がないものがある。

（該当事業：交通施設移動円滑化設備整備事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金事業）

要綱等は必ずしも作成しなければならないというものではないとされているが、補助行政、特に財務の執行上からは要綱等を定めた方が処理が円滑に運営できる。

この観点から継続して実施される事業については要綱等を定めた方がよい。

なお、補助金について要領は殆ど定められていないので要綱が要領も兼ねていると考えられる。

（参考）「要綱は、事務を処理するに当たっての基本となる事柄をまとめたものの名称に、要領は具体的な事務処理基準など実際に事務を処理するまでの手続をまとめたものの名称に使われる。したがって、論理的には、要綱により行政の方針なり、指針なりを示し、その処理手続を要領で示すことになるといえる。しかし、実務上は、法令、条例、規則などで方針または基本的な事柄を定め、その具体的な処理基準又は手続を要綱又は要領で定めることもありうるので、要領と要綱の実質的な差異はなく使われているといってよい。」（学事文書課「法制執務の手引き」より）

ウ 要綱において、目的が定められていないものがある。

（該当事業：水道広域化促進事業、運輸事業振興助成事業）

エ 収集資料（文書）について収受印の押印がないため指定期日までに実績報告書等が提出されたのかどうかの判断ができない。（該当事業：ほぼすべての事業）

オ 補助結果の審査が文書化されていないためどのように審査がなされたのか、また、補助の成果があったのか、翌年にどのように補助を行っていくかの判断ができないものがある。「審査した結果異常はありませんでした。」として内容、コメントの記載のない決裁文書が見られる。

（該当事業：多数）

【意見】

審査の均一化のためにはチェックリストなどが必要と考える。

審査チェックリストの必要性

審査担当者は3年程度で異動することを考慮すれば一通りの審査・監査の内容が明らかにできるようにチェックリストを作成しておくべきである。

また、結論として補助効果がどの程度あったと考えられるかのコメントを記載すべきである。ただし、適時に変更する必要がある。

＜宮城県の例＞

補助金総点検調書より一部を抜粋（以下はインターネットにより入手した宮城県の事例である。）

a 申請時の対象経費見積もりの適正化

ヒアリングの実施	必ず実施・必要に応じて実施・実施していない
現地調査の実施	必ず実施・必要に応じて実施・実施していない
補助効果の指標	有（内容：）・無
チェックリスト（対象見積もり用）	作成している・作成していない

b 補助対象経費の支出実績確認

ヒアリングの実施	必ず実施・必要に応じて実施・実施していない
領収書等の確認	必ず実施・必要に応じて実施・実施していない
実績確認の記録化	必ず実施・必要に応じて実施・実施していない
チェックリスト（業績確認用）	作成している・作成していない
成果物の写真確認	必ず実施・必要に応じて実施・実施していない

など。

カ 県が市に対して補助する場合に、審査はそれぞれの立場で行うべきであるのに、いずれでも行っていないものがある。また、市の報告書の数値を鵜呑みにして審査したとしている審査結果がある。

(該当事業：萩国際大学施設整備補助、地域水田農業活性化緊急対策事業など)

キ 補助金の支出先からの実績報告書等だけをもとに支出が正当であったと判断している補助金が多い。しかしながら、補助対象となる経費の費目の範囲などについて、補助先の判断と県の判断は異なる可能性があり、報告書等の内容まで証憑等を収集して審査しなければ正当な支出がなされたのかどうかは分からず。また、領収書等証憑についても審査をしないと不正の有無まで審査できない。

(該当事業：多数)

ク 補助金交付要綱の中に「その定める日までに提出しなければならない。」との文言があるにもかかわらず、定める期日を要綱において定めていないものが多数存在する。

(該当事業：貸付管理費、国保被保険者負担軽減対策費助成金など)

ケ 実績報告書の事業費が補助金額と同額であり実績値が不明なものがあり、補助率の算定が正しくないまたはできないものがある。補助金がすべて充当されたのか、不足だったのか、無理やり使われたのか、補助金超過分は自己負担としたのかを明らかにできない。

実績が1,000円ちょうどのもの、又は補助金と事業費が同額であるもの。

(該当事業：花壇苗等花き産地拡大推進事業、換地センター運営費など)

コ 補助事業の実施について実施の必要性は理解できるが、その効果である具体的な公益性の目標数値が掲げられていないため、補助効果の測定ができないものが多い。第三者に分かるような目標値が必要である。

(該当事業：快適観光空間整備事業、国際経済交流促進物産振興対策事業、商工会など)

サ 経費の配分について

(ア) 補助経費の範囲を具体的に定めていないものがある。

これらについては予算承認があるからとの理由であるが、予算審議で細かい内容まで審議がなされるとは限らない。また、内容が第三者にも分かるという公明性も重要である。従って要綱等において具体化する必要がある。また、「知事の定める」との文言があるが、あまり細かく定めると補助効果を損なうこととも考えられるものの、一応の縛りは作成する必要がある。(該当事業：生活衛生関係営業振興事業など)

(イ) 補助金額の算定基準について

a 明確な基準がないものがある。

b 「予算の範囲内で」とは補助金の上限を指すだけである。

(該当事業：ほぼすべての事業)

【意見】

予算の範囲内で補助金として必要不可欠かつ妥当な金額の範囲内で、としてはいかがであろうか。具体的に定めないと補助対象となる経費の範囲が決められなくなる。このため県の監査がどこまでできるのかという問題にもなる。たとえば、私立学校等の運営費補助金については対象となった学校法人等がすべての経費を人件費に充当したとしたら人件費だけを監査することでいいのかという問題となる。

(該当事業：私立学校等運営費補助金)

シ 経費配分の予測値があつてそれを消化するために補助金額の決定がなされていると思われるものがある。これについては事業を実施するという確たる目標が設定されていないためと考えられる。(該当事業：中山間ふるさと保全対策事業など)

ス 概算払いによる補助金の会計年度所属区分について

概算払いによる補助金の会計年度所属区分は、「当該履行確認があつた日の属する年度とする。」ことになっており、年度末（3月31日）までに補助事業等実績報告書により確認検査を行うことが必要である（地方自治法施行令第143条。地方財務実務提要「概算払による補助金の会計年度所属区分」）。しかしながら、年度末まで継続している事業について年度末までに実績報告書を提出することは不可能である。このため合規性に反する処理がなされている。

(該当事業：私立学校運営費補助事業、P C B処理対策事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金など)

セ 団体等に対する補助金のあり方について

団体等の収支に差額（収支差益）が発生したときの扱いを明確に理論付けする団体等に対する補助金の基本的な考え方を整理しておく。

本来、社団等団体を設立するのは、その団体が構成員にとって目的を達成するために必要であるからであ

る。従って、その団体を運営するための費用は、構成員等からの出金、寄付金、負担金、会費等で調達され、補助金はその不足分を補うものとして交付されなければならない。

特定事業の補助を除き、必要な費用は会費収入等を優先的に充当し、それにプラスして補助金は使用されるものと考えなければならない。

この考え方からは、会費等を充てる事業費と補助金を充てる事業費とが明確に区別されていない場合、団体で生じた剩余金は補助金が余ったと見ることになる。そして、余った補助金は県に返還すべきことになる。

この度の外部監査では以上の考え方を前提に補助金が過剰であったかを判定している。

(該当事業：中小企業団体等強化育成事業、生活衛生関係営業振興事業など)

ソ 補助金の重複について

複数の補助が関連している団体

補助団体／内容	I T 関係	経営 支援	販路拡大 ・開拓	専門家 派遣	窓口相 談事業	人材 養成	雇用 確保	中小企 業診断	税務 相談	指導員	融資
財団法人やまぐち産業振興財団	○	○	○	○	○	○		○		○	○
商工会議所・商工会	○	○		○	○					○	
山口県中小企業団体中央会	○		○	○	○					○	
山口県生活衛生指導センター				○	○				○	○	
企業等へ直接*			○	○		○	○				

(注) *は複数の事業が含まれている。

上表に示すとおり、1つの事業内容に複数の補助団体が関わっているケースがある。特にI T関係、販路拡大・開拓、専門家派遣及び指導員の事業には、3つ以上の補助団体が関連しており、補助事業の選択と集中による効率化が推進されていない。これらは法規等の適用から業種あるいは団体別に選別されており、統合または相互の支援に制約があると思われるが、同種類似の助成については、出来るだけ統合あるいは適切な調整を行うという観点に立って見直しを行う必要がある。

タ 中小企業等に対する補助について

個別の企業を支援することだけを目的とした補助となっている。中小企業に対する補助は、企業が大きくなり、雇用が増加し、利益が出て税収が増えることまでを視野に入れないと補助を受けた企業のみの利益に終わってしまう可能性が高い。どのような企業、どのような分野に補助するかの選択として、行政の先見性が要求される。(該当事業：中小企業に対する補助全般)

2 個別事項

(1) 学事文書課が所管する補助金

【教育関係事業の概要】

特色ある私学づくり

私立学校は、それぞれ独自の建学の精神、教育理念に基づき、特色ある教育活動を展開しながら公教育の一翼を担っており、その果たす役割はきわめて大きい。

県としては、それぞれの私学の自主性を尊重しつつ、今後とも特色ある私学の振興を図ることとしている。

このため、私立学校振興助成法の趣旨に則り、「保護者負担の軽減」、「教育条件の維持向上」、「経営の健全性」を図ることを目的に、私学助成の充実に努めている。

県内の私立学校は、大学6校をはじめとして短期大学7校、高等学校20校、中学校6校、小学校1校、幼稚園143園、その他専修学校・各種学校が設置されている。

平成15年5月1日学校基本調査より

(単位：校、人、%)

区分	学 校 数				生 徒 数			
	国 公 立	私 立	計	私立割合(%)	国 公 立	私 立	計	私立割合(%)
大 学	3	6	9	66.7	12,651	4,778	17,429	27.4
短 期 大 学	—	7	7	100	—	2,548	2,548	100
高 等 学 校	72	20	92	21.7	32,644	11,412	44,056	25.9
中 学 校	191	6	197	3.0	42,925	711	43,636	1.6
小 学 校	370	1	371	0.3	82,704	52	82,756	0.1
幼 稚 園	66	143	209	68.4	3,366	14,977	18,343	81.6
専 修 学 校	5	34	39	87.2	757	4,563	5,320	85.8
各 種 学 校	—	56	56	100	—	4,394	4,394	100
計	707	273	980	27.9	175,047	43,435	218,482	19.9

【私立学校の概況】

○ 高等学校

生徒数の動向

中学卒業（見込）者数は近年では、昭和63年3月卒業者をピークに減少の一途をたどり、平成19年度には1万3千人台と、ピーク時に比較して約半数まで減少するものと見込まれる。

私立高等学校の生徒数は、平成元年度までは順調に増加してきたが、出生数の減少に伴い、平成16年度の生徒数は平成元年度に比べ57%まで減少している。

私立高等学校生徒数（全日制（専攻科を含む））各年度5月1日現在

（単位：人）

年 度	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成16年
生 徒 数	19,430	17,212	14,260	11,412	11,073
指 数 (%)	100	88.6	73.4	58.7	57.0

（参考）生徒数のピーク：昭和40年 30,592人

○ 幼稚園

園児数の動向

私立幼稚園の園児数は、平成元年度に約1万9千人であったものが、平成16年度には約1万5千人となっており、出生数の減少に伴い、減少傾向にある。また、私立幼稚園の園児数は、全幼稚園児数の約80%を占めており、本県の幼児教育における私立幼稚園の役割は大きい。

私立幼稚園児の推移

各年度5月1日現在（単位：人）

年 度	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成16年
学 校 法 人	16,692	16,655	15,450	14,599	14,738
学校法人以外	2,169	978	560	378	263
計	18,861	17,633	16,010	14,977	15,001

《外部監査人が考えるポイント》

- ・ 県の財政が苦しいこともさることながら、私学は少子化の影響が続いていることにより財政基盤が脆弱になっている。とくに中国地区の大学においては今や全入時代ともいわれている。私学がそれぞれ特色を出す運営をしていく必要に迫られている。
- ・ 県が運営費補助対象としている高校以下については特色ある私学造りの誘導及び補助効果が私学経営全般に行き渡るものであるかの検討が重要なポイントとなる。

ア (1001) 私立学校運営費補助事業（要綱：昭和56年7月7日施行）

(注) ()内は補助根基とその施行日または制定日等を表す。以下同じ。

(ア) 概要

a 事業の目的

私立学校振興助成法に基づき、私立学校教育の振興充実を図るために補助金を交付する。

b 補助対象事業

学校法人等に対し、私立学校の運営に要する下記に掲げる経費の一部

(a) 一般運営費補助

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第10条別表第1の人事費支出、教育研究経費支出及び管理経費支出並びに設備関係支出（車両支出を除く）。ただし、次に掲げる経費を除く。

- ① 学校法人の運営に要する経費及び学校法人以外の私立幼稚園の学校法人設立に要する経費
- ② 財団法人山口県私立退職金財団負担金（学校法人等負担分）及び給付金（退職金）
- ③ その他補助金を交付することが不適当と認められる経費

(b) 特別運営費補助

私立幼稚園預かり保育推進事業に要する経費

c 補助事業者等

私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を設置する学校法人

d 補助金額及び私立学校運営費補助金充当率の推移

高等学校

年 度	経常的経費（実績）			補助金額 D 千円	充当率 D/C %	生徒数 (定員内実員) 人	生徒数 (実員) 人	補助単価 円
	人件費 A 千円	物件費 B 千円	計 C = A + B 千円					
10	7,218,892	1,341,593	8,560,485	4,271,186	49.9	14,143	14,260	302,000
11	7,151,154	1,164,948	8,316,102	4,124,133	49.6	13,611	13,669	303,000
12	7,031,796	1,100,238	8,132,034	4,058,025	49.9	13,305	13,315	305,000
13	6,783,834	1,128,262	7,912,097	3,840,135	48.5	12,570	12,608	305,500
14	6,627,694	1,175,715	7,803,409	3,664,514	47.0	11,956	11,996	306,500
15	6,361,906	1,156,386	7,518,292	3,611,898	48.0	11,412	11,412	316,500

中学校

年 度	経常的経費（実績）			補助金額 D 千円	充当率 D/C %	生徒数 (定員内実員) 人	生徒数 (実員) 人	補助単価 円
	人件費 A 千円	物件費 B 千円	計 C = A + B 千円					
10	413,518	73,946	487,464	236,010	48.4	913	913	258,500
11	393,551	49,212	442,764	218,432	49.3	845	845	258,500
12	378,450	46,134	424,584	209,416	49.3	807	807	259,500
13	359,316	51,031	410,347	196,820	48.0	757	757	260,000
14	350,665	49,381	400,046	191,052	47.8	732	732	261,000
15	333,365	42,336	375,701	185,571	49.4	711	711	261,000

小学校

年 度	経常的経費（実績）			補助金額 D 千円	充当率 D/C %	生徒数 (定員内実員) 人	生徒数 (実員) 人	補助単価 円
	人件費 A 千円	物件費 B 千円	計 C = A + B 千円					
10	58,819	3,855	62,675	22,231	35.5	86	86	258,500
11	56,448	4,165	60,614	20,421	33.7	79	79	258,500
12	52,620	4,204	56,824	20,241	35.6	78	78	259,500
13	52,407	4,558	56,965	17,160	30.1	66	66	260,000
14	42,132	4,109	46,242	16,704	36.1	64	64	261,000
15	38,092	3,275	41,367	13,572	32.8	52	52	261,000

幼稚園

年 度	経常的経費（実績）			補助金額 D 千円	充当率 D/C %	生徒数 (定員内実員) 人	生徒数 (実員) 人	補助単価 円
	人件費 A 千円	物件費 B 千円	計 C = A + B 千円					
10	3,944,304	1,214,837	5,159,142	2,273,003	44.1	15,053	15,450	151,000
11	3,891,217	1,026,713	4,917,931	2,235,079	45.4	14,753	15,195	151,500
12	4,008,469	1,109,152	5,117,621	2,343,224	45.8	14,842	15,378	152,500
13	4,063,129	1,129,477	5,192,606	2,339,342	45.1	14,644	15,174	153,500
14	4,037,796	1,151,502	5,189,299	2,365,832	45.6	14,542	15,134	155,500
15	4,159,371	1,175,249	5,334,620	2,539,807	47.6	14,510	14,996	165,500

e 補助金額の算出

私立学校運営費補助金事務取扱要領によれば、補助金の支給対象は次のとおりである。

(a) 一般運営費補助

① 補助対象経費

・ 人件費

教職員に係る本俸及び諸手当（以下「給与」という。）並びに所定福利費

・ 教育研究経費及び管理経費

直接学校に係る経費とし、学校法人等の業務に要する経費を除く。

・ 設備経費

直接学校に係る経費とし、次の経費を除く

上記「教育研究経費及び管理経費」の学校法人等の業務に要する経費

個人もちを相当とする設備に係る経費

車両に係る経費

国及び県の他の設備費補助の対象となる設備に係る絏費

② 特別枠の補助対象事業

- ・ 心電図検査
- ・ 特色教育
 - 特色ある学校づくり事業
 - 教育改革推進
 - 特色教育振興モデル事業

③ 集団宿泊

- (b) 特別運営費補助
- 私立幼稚園預かり保育推進事業
補助対象経費 私立幼稚園預かり保育推進事業に要する経費
- (c) 配分基準

私立学校運営費補助金については、私立学校の自主性と独自性を尊重するとともに、その公共性を重視し、保護者負担の軽減、教育水準の向上及び経営の安定性を基調として、「私立学校運営費補助金配分基準」を定めている。

① 一般運営費補助金

高等学校（全日制）

小学校

配 分 要 素		配分率(%)
特 色 教 育 分	実額	
一 般 分 (総額—特色教育分)	学 校 割	5
	学 級 数 割	5
	教 職 員 割 (人 数 割)	70 (45)
	教 職 員 割 (人 件 費 割)	(25)
調整生徒数割		20

高等学校（通信制）

配 分 要 素		配分率(%)
生 徒 数	割	100

配 分 要 素		配分率(%)
児 童 数	割	100

幼稚園
学校法人立幼稚園
3～5歳児

配 分 要 素		配分率(%)
学 校	割	3
園 児 数	割	52
教 職 員 数	割	40
調 整	割	5

満3歳児

配 分 要 素		配分率(%)
園 児 数	割	100

学校法人立以外の幼稚園
(学校法人化志向園)

配 分 要 素		配分率(%)
園 児 数	割	100

注1) 高校の調整生徒数割には、特別枠の心電図検査及び集団宿泊事業を含む。

- 2) 特別枠の特色教育分は特色ある学校づくり事業、教育改革推進、特色教育振興モデル事業であるが、当該年度の計画値で予算配分し、実績との差異は翌年度の予算に回すこととしている。なお、平成15年度は特色ある学校づくり事業は前年度が実績額を翌年度に補助することとしていたため重複している。
- 3) 調整生徒数割には、学校別の配分額は傾斜率を見ながら調整し年度間で余り増減しないようにしている。

② 特別運営費補助

私立幼稚園預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後も引き続き園児を預かり、保育を行う「預かり保育」を継続的に実施する幼稚園であること

1日平均の預かり保育対象園児数	1園当たり補助単価
1人～15人	350 千円
16人～30人	600 千円
31人 以上	850 千円

当年の2回目までの補助金支出は当該年度単価（2月議会）に当年の5月1日の生徒数を乗じた金額を支出する。（学校には通知）

5月1日現在の補助単価×5月1日現在の生徒数=当該年度の総交付額

10～11月頃当年度の補助金額が決定する。この決定金額で当年度は支出する。年度末で精算はない。

(イ) 監査の結果

a 合規性

概算払いによる補助金の会計年度所属区分は、「当該履行があった日の属する年度とする。」ことになっており、年度末（3月31日）までに補助事業等実績報告書により確認検査を行うことが必要である。（地方自治法施行令第143条。地方財務実務提要「概算払による補助金の会計年度所属区分」）

しかし、現状はすべての法人で事業計画書等の提出は平成15年5月19日から23日の間に提出されており、また、私立学校運営費補助金実績報告書の提出も平成16年5月14日から20日の間に行われている。ただし、これらについて県の受付印が押印されていないため検証はできない。

なお、私立学校運営費補助金交付要綱によれば、補助金の額の確定は実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金は確定後交付するものとするとされており、実績報告書の提出が5月になることから3月時点では補助金は概算払いとなっている。

実績報告書の提出のタイミングから年度内に精算することが実質上困難であり、打ち切り支給となっている。

b 補助金充当について

(a) 運営費補助金充当率（補助対象経費に対する運営費補助金の割合）は、平成15年度の実績報告書によれば、ある高等学校では60.5%となっている。同校の平成13年度及び平成14年度の実績報告書でも50%を超過している。県は私学振興助成法第4条（2分の1以内）が定められていることから同様な基準を目安としている。運営費補助金が補助対象経費の50%までとしていることからすれば、特定の学校について連続して充当率が50%を超過することは妥当でない。

その他、充当率が50%を超える学校（平成15年度）

区分	充当率(%)
A 高校	62.5
B 高校	54.5
C 高校	53.0
D 幼稚園	56.5

(b) 補助対象経費は、人件費支出、経費支出及び設備関係支出と定められているが、実際の配分が学校に任されているため、経費支出及び設備関係支出に充当されていない法人が多数存在する。このため、実績報告書の補助対象経費の補助金充当額及び補助金充当率の記入が根拠に乏しいものになっており、全額人件費に充当したとしている例が多い。選定した24校（園）のうち、経費にも充当したとして報告のあった学校は3校のみであった。

そうなると県の監査の範囲は人件費だけとなることも考えらる。私学としても補助金を何の費目に充当したかを記載することは困難でもある。

そこで、県としては経常経費に補助するのであるから、補助金の充当内訳までの記載は不要であると考える。

c 平成15年度運営費補助金配分総括表の、高等学校全日制の生徒1人当たり補助金の額は316,500円であるが、学校別では511,755円（W校）から250,060円（D校）まで大幅な差異がある。配分は配分基準に従って処理されており、不当なものではないが、差異が発生する一番の要因として定員充足率がある。

1学級当たり生徒数はW校の18.1人に対してD校では34.9人となっている。また、教職員1人当たり生徒数はW校の7.1人からD校の14.7人となっている。

配分基準としては教職員人数割45%が一番大きい基準であり、定員充足率が低いことは結果として教職員1人当たり生徒数が低いこととなり、結果として定員充足率が低いと生徒1人当たり補助金が高くなる。一方、人件費割25%の要素は平成14年度の教職員人件費の金額であり、1人当たり人件費をみると、8,807千円から5,144千円と大幅な差異がある。この金額差異は結果として補助金の配分額に影響している。

教職員人件費が高いか否かで補助金に影響があることから不当に高額な人件費の有無の検討が必要となる。一部資料を検討し高額となっている学校についての統計資料の有無について質問したがない

との回答であった。

しかし、事後の調査においては、高額給与に関する調査項目はなく、特に役員との兼務の場合の役員報酬との按分の妥当性について検討する必要がある。

平成15年度高等学校（全日制）運営費補助金配分

学校名	人 数	学 級 数	教職員数	配 分 額 (千円)	配 分 額 (千円/人)	人 件 費 (千円／教職員)	人數／学級数
D高	873	25	59.3	218,302	250.06	6,006	34.9
E高	818	25	56.2	232,029	283.65	5,222	32.7
F高	963	26	73.0	278,558	289.26	6,957	37.0
G高	652	20	51.9	190,803	292.64	6,789	32.6
H高	978	30	81.3	287,989	294.47	6,595	32.6
I高	743	24	61.3	227,940	306.78	7,832	31.0
J高	739	25	62.2	228,603	309.34	6,619	29.6
K高	595	20	44.1	189,395	318.31	7,043	29.8
L高	1,103	33	91.8	349,914	317.24	7,820	33.4
M高	188	7	18.6	60,493	321.77	5,228	26.9
N高	503	18	46.3	165,640	329.30	7,641	27.9
O高	688	23	61.7	227,818	331.13	7,714	29.9
P高	645	20	55.6	214,213	332.11	8,807	32.3
Q高	399	14	37.6	134,984	338.31	6,373	28.5
R高	289	12	28.6	99,976	345.94	5,144	24.1
S高	394	15	43.2	139,152	353.18	5,652	26.3
T高	281	11	29.5	99,616	354.51	5,876	25.5
U高	213	9	29.0	96,169	451.50	6,151	23.7
V高	185	9	25.8	86,888	469.66	5,300	20.6
W高	163	9	22.8	83,416	511.75	6,704	18.1
計	11,412	375	979.8	3,611,898	316.50	6,764	30.4

(注) 配分額には特色教育分を含む。

全20高校の生徒1人当たり補助金額を3区分すると次のようになる。

(単位：人、千円)

順 位	ク ラ ス 数	生 徒 数	補 助 金 額	内 特 色	補 助 金 / 人	除 特 色
1 ~ 7	175	5,766	1,664,224	28,440	288	284
8 ~ 14	135	4,121	1,342,457	36,348	325	317
15 ~ 20	65	1,525	605,217	13,361	396	388

d N高の教育改革推進補助

外国人教師の採用の場合の補助額は経費の2分の1を限度としている。

限度額1,053,150円に対して1,080,000円を補助しているが計算誤りである。翌年度減額となった。

e 実績報告書の不備

実績報告書と決算書に差異のある高校がある。また、実績報告書から補助活動費が除かれていないものがある。たとえば、幼稚園の実績報告書の補助対象人件費に対象外のスクールバス運転手、給食職員の人件費等補助活動支出が含まれている例がある。

【意見】実績報告書関係資料2の補助対象外経費の内訳に共通して発生すると考えられる支出区分の項目をあらかじめ記入しておくべきである。

f 高校特殊教育のモデル事業（マルチメディアを活用した大学との教育実践研究）

平成15年度分の実績報告書および研究報告書を、事業の終了後、速やかに知事に提出することとなっているが（特色教育振興モデル事業実施要領 第4項）、往査日現在（平成16年7月30日）、まだ提出がない。学校に確認したところ提出時期は承知していたものの他の業務に取り紛れて事務処理が遅れたとの回答であった。しかし、県としては検査がなされていないし、実績報告のないまま補助金の決定がなされていることになる。

g 実績報告書添付の請求書に日付の入っていないものがある。経費の期間帰属、二重使用防止のため、日付記載を指導すべきである。

(ウ) 意見

a 県から一定額以上の補助金を受けている学校法人は公認会計士の外部監査を受けている。県が監査を要請しているのだから、公認会計士に県が補助金の審査等をし易いように公認会計士と連絡を密にし計

算書類の作成について要望できることは要望していいのではないかと考える。

- b 当初の事業計画書と実績報告書の金額に大幅な差異のあるものがある。例えば、A高等学校の場合、事業計画書の補助対象経費870百万円に対して実績報告書の補助対象経費は742百万円であり大幅な差異がある。本来ならば事業計画書に従って予算措置されるのであり差異が大きい場合は問題となるものであるが、実際は何の問題にもなっていない。

そうであれば、事業計画書は予算配分の点では必要なものではなく、予算配分のためには教職員一覧表、学級生徒数一覧表のみの提出でよく、予算を含めた事業計画書等の提出が、学校管理が適正に行われているか検討するために必要なものであれば、むしろ、実績報告の提出と同時に計算書類を分析することのほうが有効であると考える。

- c 高等学校全日制の生徒1人当たり補助金の額が特に高いB高校についてその内容をみると、補助対象経費の補助金充当率は50.9%であるものの、補助対象経費の内、人件費の割合は、88.3%と高い割合であり、教育関係経費は少額しか支出されていない。学校運営そのものに問題があり、単に運営費補助金があるため学校は維持できているがそのほとんどは教職員人件費に充当され、本来の目的が達成されているか疑問である。利用者からみて、運営経費のほとんどが人件費に充当され教育研究経費など本来必要と考えられる経費が捻出されないような学校にこのまま補助を継続していくことについて、公平性の観点からは問題であると考える。教職員割については、運営費補助金の配分基準を生徒1人当たりで同額とする等検討する必要がある。

また、人件費割合が異常に高い幼稚園についても、教育研究経費が捻出されないという問題がある。

- d 将来における運営費補助金について

現在の補助金配分基準では、個々の学校の経営状況や財政状態を反映した指標が採用されておらず、生徒の確保や経費削減に努力した学校が必ずしも報われるとは言えない。

なお、文部科学省においては、平成17年度から大学及び短期大学について、専門員による経営審査を開始するという動きがある。これにより、私立大学の補助制度が変わることが予想される。県においても、これらの動きに注目して私学の補助を検討していただきたい。

- e 特色教育について

平成15年度の特色教育の内訳は下記のようになっている。

(単位：千円)

区分	補助金額	主な内容
X高	10,755	姉妹高校（山東省）との交流、中国人留学生受入
Y高	10,183	吹奏楽部マーチング活動支援
Z高	9,485	社会人講師活用
AA高	6,494	姉妹校（北京市）との交流
AB高	5,379	社会人講師
AC高	5,087	姉妹校（瀋陽市）との交流、教員企業等派遣
その他14校	30,766	一日ボランティア体験、教員海外派遣ほか
高校計	78,149	
中学校計	2,475	
小学校計	260	
総計	80,884	

高校の特色教育分の内容は上記のとおりである。県が目標とする特色ある私学づくりの誘導という観点から、この補助金についての結果をどういう観点から評価するかという評価指標が必要であると考える。

また、平成15年度から計画による金額が補助金として支出されているが、実績報告書によると差異が発生している。

各校の予算がそのまま認められており、実績が不足したり、全く実施されなくとも精算されず翌年度の減額要因とされている。検討の必要があると考える。

イ (1002) 私立学校情報教育推進事業（要綱：平成4年1月31日施行）

(ア) 制度の概要

- a 交付目的

県内に高等学校、中学校、小学校を設置する学校法人が、教育近代化等の整備事業を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、高等学校等の教育の充実と質的向上を図ることを目的とす

る。

b 補助対象事業

(a) 私立高等学校等施設高機能化整備費交付要綱（文部科学大臣裁定）に基づいて、国の補助対象となった事業

(b) 私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費交付要綱（文部科学大臣裁定）に基づいて、国の補助対象となった事業

c 補助事業者等

県内に小学校、中学校、高等学校を設置する学校法人

d 補助金額（平成14年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	123,079	—	28,534	94,545
平成15年度	144,142	—	26,031	118,111

(注) その他には国庫補助金を含む。

平成15年度の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	学 校 法 人 名	補 助 対 象 経 費	実 績 報 告 書	確 定 額	備 考
高機能化	A 高	5,250	1,750	1,750	情報教育施設整備
	B 高	18,675	6,225	6,225	情報教育施設整備
	小 計	23,925	7,975	7,975	
IT教育	C 高	23,950	3,977	3,977	パソコン機器
	D 高	11,230	1,864	1,864	パソコン機器
	E 高	40,000	6,641	6,641	パソコン機器
	F 高	6,274	1,042	1,042	パソコン機器
	G 高	27,299	4,532	4,532	パソコン機器
	小 計	108,753	18,056	18,056	
合 計			26,031	26,031	

e 補助金額の算出

(a) 私立高等学校等施設高機能化整備費交付要綱（文部科学大臣裁定）に基づいて、国の補助対象となった事業に対しては、国の補助対象となった経費の3分の1以内

(b) 高等学校等IT教育設備整備推進事業費交付要綱（文部科学大臣裁定）に基づいて、国の補助対象となった事業に対しては、国の補助対象となった経費の4分の1以内

ただし、平成15年度は国庫補助金が圧縮されたことにより6分の1となっている。

(イ) 監査の結果

【合規性】

A高の補助対象経費（IT教育）のなかに机、OA機器用椅子（1,003千円）が含まれているが、机・いすは汎用性があり国の要綱に添付されている「（参考）資料」によればこれらは補助対象機器ではないと考えられるが、国が承認したため、県も補助対象とした。

ウ（1003）私立高等学校産業教育振興補助金（要綱：昭和59年8月22日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

私立高等学校の産業教育の振興を図るため、県内に高等学校を設置する学校法人が行う産業教育のための施設及び設備の整備のため補助する。

b 補助対象事業

産業教育のための施設及び設備の整備

c 補助事業者等

県内に高等学校を設置する学校法人

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	183,555	—	61,184	122,371

平成12年度	34,855	—	11,628	23,227
平成13年度	22,706	—	7,568	15,138
平成14年度	20,537	—	6,845	13,692
平成15年度	426,199	—	123,498	302,701

(注) 国庫補助事業である。

平成15年度の内訳

(単位:千円)

区分	事業内容	事業費	補助金	設置者負担
A 高	実習施設	355,704	100,000	255,704
	産業教育のための設備	60,396	20,132	40,264
B 高	パソコン教室	8,112	2,704	5,408
C 高	車いす他	1,986	662	1,324
計		426,199	123,498	302,701

e 補助金額の算出

国の設備補助要綱に基づいて、国の補助対象となった事業に対し、国の補助の対象となった経費の3分の1以内の補助金を交付するもので、補助対象経費の上限は、施設整備においては3億円、設備整備においては1億4千万円とする。

(イ) 監査の結果

当該補助金は国の設備整備補助に従って県も実施するものである。

指摘はなし。

エ (1004) 私立学校体育施設整備費補助金 (要綱: 平成4年9月4日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

私立学校のスポーツの振興を図るため、県内に小学校、中学校、又は高等学校を設置する学校法人が行う体育施設の整備事業を補助することを目的とする。

b 補助対象事業

私立学校施設整備費補助金交付要綱(文部大臣裁定)に基づいて、学校法人が行う国の補助対象となった事業を県の補助対象とする。

なお、国の要綱では補助対象事業は、

水泳プール(屋外)建設、水泳プール上屋建設、水泳プール耐震補強、中・高等学校武道館建築である。

c 補助事業者等

県内に小学校、中学校、高等学校を設置する学校法人

d 補助金額

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	—	—	—	—
平成12年度	—	—	—	—
平成13年度	—	—	—	—
平成14年度	89,612	—	16,545	73,067
平成15年度	403,979	—	47,255	356,724

(注) 平成15年度の内訳

D高 31,100千円 (水泳プール、柔剣道場)

E高 16,155 (柔剣道場)

e 補助金額の算出

私立学校施設整備費補助金交付要綱(文部科学大臣裁定)に基づいて、学校法人が行う国の補助事業に要する経費の3分の1以内

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

オ (1005) 私立高校生奨学事業 (要綱: 平成14年4月1日施行) (昭和45年度から継続)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

向学心に富み有能な素質を持ちながら経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金の貸与を行う財団法人山口県奨学会に対して、貸与に必要な経費（貸付金及び事務費）の一部を県が補助することを目的とする。

- b 補助対象事業
奨学金の貸与
- c 補助事業者等
財団法人山口県奨学会
- e 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	—	—	—	—
平成12年度	14,000	—	14,000	—
平成13年度	—	—	—	—
平成14年度	68,280	34,140	34,140	—
平成15年度	114,546	56,640	57,906	—

f 補助金額の算出

下記表の額を1人につき限度とする。

(平成15年度)

区		分	月	額
国 公 立	一 般	一 般	1 年次生	18,000円
			2・3年次生	17,000
	寮・下宿	1 年次生	24,000円	
		2・3年次生	24,000	
私 立	一 般	一 般	1 年次生	30,000円
			2・3年次生	22,000
	寮・下宿	1 年次生	35,000円	
		2・3年次生	30,000	

注1) 上記の他、離島、遠距離等は増額がある。

- 2) 貸与期間は学校の標準修業期間
- 3) 返還は貸与を受けた期間の3倍の期間

(イ) 監査の結果

- a 奨学金の返還滞留金の管理状況が毎月なされていない。
- b 審査文書が残されていない。
- c 補助金の支出の時期について

前年度繰越金残高を考慮した補助金の支出が必要である。決算の関係で資料が間に合わないのであれば、年度末の銀行残高のコピーを添付させるなどして対応することが必要である。

(ウ) 意見

- a 要綱には「貸与に必要な費用の一部を補助する」と規定されているが、この要綱の目的とする費用とは貸付金及び事務費である。表現としては不適当である。
- b 奨学金の貸与より返還のほうが多くなっても財団から県に対して返還される規定はない。財団に資金の余剰が発生した場合、県に返還できるようにすることも検討の必要があると考える。
- c この奨学金は貸与であるから貸付金としての管理がなされるべきであり、県としてもこのことについて管理の状況を監督する必要があると考える。

(第11条 返還金債権の管理) 補助対象者はその保全、取り立て、その他の管理事務を行うにあたっては、規程を設け、正確にこれを行ふものとする。

カ (1006) 私立高校生特別就学補助金（要綱：昭和50年4月15日施行）

(ア) 制度の概要

- a 交付目的

県内に私立高等学校法人を設置している学校法人が行う授業料及び入学時納付金軽減事業に対し交付する。

- b 補助対象事業

学資負担者が低所得等で生徒を就学させることが困難なものについて、学校法人が学資負担者に対し、授業料及び入学時納付金を軽減する事業

c 補助事業者等

県内に私立高等学校法人を設置している学校法人

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	281,363	—	281,363	—
平成12年度	267,839	35	267,804	—
平成13年度	275,666	187	275,479	—
平成14年度	295,673	488	295,185	—
平成15年度	311,311	298	311,013	—

(注) 平成15年度は県内すべての私立高校に補助している。

平成15年度（当初）授業料等軽減補助事業中国5県比較（私立高校分）

県 別	予算総額A (千円)	対象人員B (人)	予算生徒数C (人)	1人当たり平均補助額 (A/B) 円	対象割合 (B/C) %
鳥取	121,176	915	4,076	132,433	22.4
島根	41,747	358	4,580	116,612	7.8
岡山	225,319	2,473	18,544	91,112	13.3
広島	418,932	2,062	26,387	203,168	7.8
山口	334,544	2,050	11,620	163,192	17.6

注1) 補助対象の条件の範囲が県によって異なるので単純比較はできないので平均で表示している。

2) 授業料等とは授業料及び入学金または入学時納付金である。

e 補助金額の算出

要件区分ごとに定められており、月額6,100円又は12,200円

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

退学・休学のため返金があるが法人によって表示がまちまちである。返金状況を明らかにするためには返金を別に表示するように統一したほうがよい。

キ (1007) 私立高等学校就職指導専門員活用事業（要綱：平成14年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

私立高校生の県内就職の促進を図るため山口県私立中学高等学校協会が行う私立高等学校就職指導専門員活用事業に対し補助金を交付する。

b 補助対象事業

交付目的と同じ

c 補助事業者等

山口県私立中学高等学校協会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	10,150	—	10,150	—
平成15年度	12,000	—	12,000	—

専門員6名（岩国・柳井・光地区、周南・防府地区、山口・防府・小郡地区、宇部・小野田地区、下関地区、萩・長門・美祢地区各1名）に係る報酬費・交通費・活動費・労災保険費である。

e 補助金額の算出

予算による積算

(イ) 監査の結果

平成15年度活動状況実績調査によれば下記のとおり活動がなされている。

高等学校等就職指導専門員活用事業に関する実績調査（私立高等学校）

(平成16年3月31日まで)

(単位は注記のとおり)

地 区 名	ア	イ	ウ	エ	オ	計
岩国・柳井・光	385	239	40	115	77	856

周南・防府	538	276	19	96	31	960
山口・防府・小郡	1,002	496	33	89	45	1,665
宇部・小野田	894	421	168	159	26	1,668
下関	685	685	65	92	25	1,552
萩・長門・美祢	163	59	98	77	45	442
計	3,667	2,176	423	628	249	7,143

注1) ア：就職指導専門員の訪問企業延べ数

2) イ：1) のうち新規開拓分

3) ウ：就職指導専門員の企業訪問によって得られた（と思われる）求人件数

4) エ：教員、生徒、保護者への企業情報の提供回数

5) オ：生徒、保護者との進路相談の回数

評価としては難しいところがあるが、結果として就職率は高い。

過去5年間の私立高等学校の就職内定状況（3月末：%）

区分	H11	H12	H13	H14	H15
県内	94.9	96.1	91.7	93.1	94.0
県外	97.5	97.1	94.0	97.5	99.3
計	95.3	96.2	92.0	93.6	94.8

(ウ) 意見

要綱には、補助経費の内容が明らかになるように記載すべきである。

ク (1008) 中国地区私立中学高等学校父母の会山口大会補助金（伺定め、単年度、PTA連合会会則あり）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

中国地区私立中学高等学校父母の会山口大会が開催されるに当たり、経費の一部を補助するもの

b 補助対象事業

大会経費

c 補助事業者等

中国地区私立中学高等学校父母の会山口大会（実行委員長）

d 補助金額（単年度）

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	2,521	—	150	2,371

注1) その他のうちに県負担金として1,371千円が含まれている。

2) 平成15年9月13日（土）山口市民会館で実施

3) 事業費の主なものは印刷製本費、講師費、会場費などである。

e 補助金額の算出

定額

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

- 事業費は各県等の負担金などでもまかなわれており、不足分を補助支出したことになる。
- 補助金は「中国地区私立中学高等学校父母の会山口大会」の実施に係る補助金交付決定についての伺いで処理されており、適正に処理されているものと認められた。
- 大会実施後、実績報告が行われており妥当なものと考える。

ケ (1009) 県内進学率向上支援事業（要綱：平成15年5月26日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県内への人口定住、地域の活性化、県内私立大学・短期大学の魅力向上等に資するため、山口県私立大学協会が実施する県内高校生の県内私立大学・短期大学への進学率向上に関する事業に対して補助金を交付する。

b 補助対象事業

協会が実施する事業に要する経費

c 補助事業者等

山口県私立大学協会

d 補助金額（平成15年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	2,000	—	1,000	1,000

実施事業

① 県内大学連絡協議会 協議会 2回（11名）、幹事校会議 3回

② 県内進学推進キャンペーン

県内6大学、6短期大学の参加により参加者（高校生・教師等）にそれぞれの特色や大学のPRをし、県内定住と募集を兼ねて進学フェアを行った。

参加者数 周南会場 120人

宇部会場 90人

e 補助金額の算出

補助率2分の1 補助限度額 100万円

平成15年度は100万円

f 期間の定め

要綱に記載されていないが、平成15年度から開始し、3年間のみ実施する方針である。

(イ) 監査の結果

a 有効性

事業計画書に記載されている事業実施予定によればパンフレット、ポスター等の配布など事前に情報を提供しながら各会場において説明会を開催するとされており、実施予定期は平成15年9月、10月、11月となっている。

これに対して実績報告書が提出されたのは平成16年3月31日となっている。

このことについて質問したところパンフレットの作成が3月になったためであるとの回答であった。

結局パンフレットは会場では使用されなかったことになる。事業計画書は1枚のみでパンフレットの発行時期・配布時期は明らかにされていない。昨今の大学の学科改組などを考慮すれば翌年に向けた資料としては妥当ではない。結局事業計画書の審査が不十分であったと判断せざるを得ない。

b 合規性

審査資料としては実績報告書があるのみで費用の内容を立証する証憑類は添付されていない。これでは審査ができない。

(ウ) 意見

a 交付目的に定めている大学等の魅力向上は各大学等で実施すべきことで行政が立ち入ることではないと考える。また、行政が介入することで県民に誤った印象を与えることにもなりかねない。

b わざわざ山口県私立大学協会としてパンフレットを作成する必要があるのか検討する必要がある。各大学で通常のパンフレットを作成しているのであるからその際簡易なパンフレットを作成しておいてもらいこれらをまとめて袋に入れることが充分目的は果たせると考えるがいかがであろうか。

コ (1010) 宇部フロンティア大学施設整備費補助事業（要綱：平成13年12月17日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県における人間関係（心理）分野、環境経営分野の学術研究機能の強化を図るとともに、地域文化の向上、経済の活性化、若者の定着等による地域の振興に資するため、宇部市が実施する宇部フロンティア大学施設設備整備助成事業に対して補助金を交付する。

b 補助対象事業

毎年度予算の範囲内で、学校法人香川学園が行う宇部フロンティア大学の設置に要する経費に対して宇部市が実施する助成事業に対し、補助金を交付する。

c 補助事業者等

宇部市（間接補助）

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	当 初 予 算 額	県 費 补 助 金	宇 部 市
平成13年度	800,000	800,000	400,000	400,000

平成14年度	800,000	800,000	400,000	400,000
平成15年度	660,000	660,000	330,000	330,000
合 計	2,260,000	2,260,000	1,130,000	1,130,000

(注) 事業費は補助総額であり、大学設置事業費ではない。

なお、市補助の11.3億円のうち90%は、県からの市町村きらめき支援資金（市町村振興基金）（無利子）の融資である。

e 補助金額の算出

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 経 費	補 助 額
学校法人香川学園が宇部フロンティア大学設置のために行う施設設備の整備に対して、宇部市が実施する補助事業	左の補助事業を実施するために行う、次の事業を対象として支出する経費 (1) 校舎の新築 (2) 先進的設備機器の整備	左の経費の2分の1以内の額 (宇部市が香川学園へ補助した額の2分の1)

(注) 山口東京理科大学に対する補助ルールを適用しているとの説明。

補助限度額は設置総経費の3分の1以内（要綱には定められていない。）

f その他

入学者数及び在籍者数

(単位：人・%)

年 度	入学定員 (A)	入学者数 (B)	年度末在籍者数	B/A × 100 (C)	Cの県内私大平均
平成14年度	200	145	145	72.5	73.1
平成15年度	200	126	286	63.0	74.4

(注) 学部は人間社会学部・人間社会学科のみ

在籍者数は5月1日現在

(イ) 監査の結果

a 補助対象経費について

補助額は総設置経費の3分の1以内という縛りがある以上、総設置経費の範囲を規定しておく必要がある。このうち、初年度経常経費が含まれているが、根拠が明らかではない。先例である山口東京理科大学の例に追随したとの回答である。補助事業はそれぞれの事業で検討すべき項目であり、要綱に定めるべきであった。先例があるにしろ後には趣旨も含め判然としなくなることが考えられるので要綱で明示すべきである。

事業費の計画額と精算額の対比

(単位：千円)

区 分	変更後事業計画費 A	実 績 B	差 異 B-A	摘 要
校舎新築	2,256,821	2,256,821	—	
設備機器整備	111,055	111,055	—	
小計（補助対象経費）	2,367,877	2,367,877	—	
設備機器（補助対象外）	186,543	186,543	—	
図書整備	55,000	55,000	—	
その他機器	220	220	—	
初年度経常経費	584,014	653,823	69,809	
その他工事	465,304	464,460	△844	用地費等
小 計	1,291,081	1,360,047	68,966	
計	3,658,958	3,727,924	68,966	

b 審査資料について

補助金交付申請書及び補助金交付・決定の際の審査資料はない。

(ウ) 意見

補助金の負担ルールについて

補助金の額については市の補助額が決まってそれと同額を県が負担することになっている。このため次項の萩国際大学の補助額と比較すると学校の負担割合が極端に異なっていることが分かる。

事業計画（設置経費のうち、補助対象経費を抜粋）による比較

(単位：千円)

設 置 経 費	所 要 額	負 担 区 分			
		市	県	学校	学校負担率
(宇部フロンティア) 校舎（新築）	2,256,821	1,130,000	1,130,000	107,877	

設備・機器（先端）	111,056				
補助対象経費	2,367,877	1,130,000	1,130,000	107,877	4.6%
（萩国際） 校舎（新築）	4,208,354	2,000,000	2,000,000	588,354	
設備・機器（先端）	380,000				
補助対象経費	4,588,354	2,000,000	2,000,000	588,354	12.8%

つまり、市の補助額のウエイトにより県負担金額に差が生じ、学校負担に極端に差異が生じることとなる。それぞれの市の政策等があると思われるが県の立場からは費用を公平に負担すべきであるという観点からその結果説明ができるような検討資料を作成しておくべきである。

サ (1011) 萩国際大学施設整備補助事業（要綱：平成10年12月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県における国際関係及び経営情報分野の学術研究機能を強化するとともに、地域文化の向上、経済の活性化、若者の定着等による地域の振興に資するため萩市が実施する萩国際大学設置助成事業に対して補助金を交付する。

b 補助対象事業

国際情報学部を有する萩国際大学の設置事業

(学部=国際情報学部、学科=国際学科および経営情報学科)

c 補助事業者等

萩市（間接補助）

萩市が直接大学に補助金を交付し、県は萩市に対して学術研究機能強化及び地域振興という名目で間接的に援助している。県が市の負担軽減を目的にして、市に対して補助金を交付している。過去の東京理科大学設置事業に対して同様の理由で交付している。

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	補 助 金 (県)	補 助 金 (萩市)	萩 学 園 負 担
平成10年度	2,685,275	800,000	800,000	1,085,275
平成11年度	2,349,965	600,000	600,000	1,149,965
平成12年度	1,523,665	600,000	600,000	323,665
計	6,558,905	2,000,000	2,000,000	2,558,905

なお、市補助の20億円のうち90%は、県からの市町村きらめき支援資金（市町村振興基金）（無利子）の融資である。

e 補助金額の算出

補助対象経費

4年制大学への改組転換に必要な基盤的整備に要する経費のうち、校舎新築分、先端技術関連設備

(a) 補助率

補助対象経費について萩市が萩学園へ補助した額の2分の1

(b) 補助限度

設置経費総額の3分の1以内。ただし、要綱には定められていない。

補助金の算定根拠は、過去の東京理科大学の事例を踏襲したものである。

(イ) 監査の結果

a 審査について

補助金交付申請書、交付及び決定に際しては、県は、萩が萩学園に対して実施した審査の妥当性を審査していない。特に、補助金の額の決定に際しては、「要綱」によれば、実績報告書の内容審査及び必要に応じて検査を行うとあるが、県の萩市に対する検査は実施されていない。下記の点については、県は萩市に対して検査を行う必要があったと考える。

b 契約方法の妥当性について

実績報告書に添付されている証憑書類等を見ると、補助対象事業である校舎新築や設備機器整備に係るすべての契約が、1社のみの随意契約であり、しかも相見積もりが取られていない。また、同一業者が複数契約を行っている。

1社のみの随意契約で、相見積もりも取っていないければ、その契約額が妥当かどうか判断することは

困難である。また、同一業者が同じ工事内容を複数契約する場合、作業準備費等の間接費の積算が一括契約に比して過大になる可能性がある。県は、萩学園が実施した契約方法に対する萩市の審査状況を検査すべきであったと考える。

補助対象事業である以上、一定金額以上の契約方法は競争性・透明性を確保するため、原則として競争入札とすべきであり、例外として随意契約とする場合はその理由を明らかにし、また、分割契約も原則として禁止し、同一業者が同じ工事内容を複数契約する場合は、その理由を明らかにする必要がある。

県は要綱に契約方法の記載を行い、間接補助先に対して、契約方法の妥当性を判断できる資料を実績報告書に添付するよう指導する必要があった。

c 補助対象経費について

宇部フロンティアと同じ指摘になるが、補助額は総設置経費の3分の1以内という縛りがある以上、総設置経費の範囲を規定しておく必要がある。このうち、初年度経常経費が含まれているが、根拠が明らかではない。先例である山口東京理科大学の例に追随したとの回答である。補助事業はそれぞれの事業で検討すべき項目であり、要綱に定めるべきであった。先例があるにしろ後には趣旨も含め判然としなくなることが考えられるので要綱で明示すべきである。

事業費の計画額と精算額の対比

(単位：千円)

区分	事業計画(変更契約後) A	実績 B	差異 B-A	摘要
校舎新築	4,208,354	4,208,354		
設備機器整備	380,000	380,000		
小計（補助対象経費）	4,588,354	4,588,354		
設備機器（補助対象外）	244,886	244,886		
図書整備	150,000	150,000		
用地費・造成費	308,271	308,271		
初年度経常経費	783,711	700,218	△83,493	
その他工事	483,683	483,683		用地費等
小計	1,970,551	1,887,058		
計	6,558,905	6,475,412	△83,493	

c 補助対象経費について

補助の範囲が抽象的であり、支出費目が明らかにされていない。

支出費目として先進的機能設備費のみがあるだけで、抽象的である。具体的にしておかないと、他の私立大学との間で、公平性に問題が生じないか。実際には、LANとコンピュータシステムを購入しているが、下記については当該目的から見て疑問である。

先進的機能設備費の中に電話交換機（APEX50,000千円）が含まれているが宇部フロンティア大学は校舎に含まれている。器具備品は正しい処理であるが、電話交換機はIT関連の要素がないとも言い切れないが、通常はIT設備とは言えないと判断する。なお、補助金の算出額には影響はない。

(ウ) 意見

a 補助金交付要綱等について

(a) 補助率2分の1について

県が交付する補助金の算出率は、補助対象経費について萩市が萩学園へ補助した額の2分の1であり、山口東京理科大学の前例で決定している。同じく前例で補助率を決めた宇部フロンティア大学施設整備費補助事業と比較すると補助率は2分の1と同じであるが、県の補助金は萩国際大学施設整備補助事業が20億円、宇部フロンティア大学施設整備費補助事業が11億3千万円とかなりの差がある。学校負担率に著しい差があることは公平性に反すると考えられるため要綱上、補助金算出に適正な学校負担率が反映されるような定めを織り込む必要があると考える。

b 補助金の有効性評価について

萩国際大学施設整備補助事業の事後評価については大学に直接補助している萩市が実施している内容を検討し審査する必要がある。

萩市では「大学設置により予想される効果」として以下のような事前評価の検討がなされている。

(a) 萩・北浦地域の住民子弟の進学機会が拡大し、地元学生の保護者にとって、子弟が自宅から通学できることにより経済的負担が軽減されることになる。

- (b) 萩市の求心力が増大し、陰陽格差の是正がはかられる。
- (c) 地域社会・地元企業への優秀な人材を供給することができる。
- (d) 公開講座等の提供により地域住民の人材育成等を図ることができる。
など

このような社会的効果は、入学定員300人に近い学生数が確保できてはじめて実現可能と言える。しかし、下表に示すとおり平成11年度から平成15年度までの入学定員に対する入学者数の割合は平均で48.3%であり、県内私大平均に比べ著しく低い。しかも平成13年度から平成15年度までの入学者に占める外国人の割合が平均で79.5%であり、また萩市・北浦地区の学生数も少ない。

入学者数 (単位：人・%)

年 度	入学定員 (A)	入学者数 (B)	入学者数のうち萩・ 北浦地区の学生	$(B)/(A) \times 100$ (C)	(C)の県内私大平均
平成11年度	300	205(46)	13	68.3	72.5
平成12年度	300	116(32)	4	38.7	57.2
平成13年度	300	124(83)	7	41.3	64.8
平成14年度	300	251(214)	0	83.7	73.1
平成15年度	300	29(24)	2	9.7	74.4

注1) ()内は外国人内数 (当初見込みは各年50人、文部科学省の基準は定員の2分の1)

2) 入学者数は学校基本調査 (5月1日) によるものである。

県内の私立大学（短期大学を除く。）の平成16年度入学定員充足率状況

(単位：人)

区 分	入学定員	入学者数	充足率 (%)
A大学	400	303	75.8
B大学	200	210	105.0
C大学	650	361	55.5
D大学	200	173	86.5
萩国際大学	300	22	7.3
E大学	200	96	48.0
大学 (6校) 計	1,950	1,165	59.7

(注) 入学者数は学校基本調査 (5月1日) によるものである。

また、経済的効果についても、下表に示すように増設された学生アパートで平成16年1月時点で利用されているのは約4割にすぎず目標に達していない。

学生のアパートの増設と利用状況

内 容	計画 (戸)	利用状況 (H16.11月時点) (戸)
A会館	20	3
B会館	24	10
C会館	92	44
計	136	57

(注) ただし、他の民間アパートを利用している留学生もある。

以上の分析結果から以下の意見を記述しておく。

萩国際大学施設整備補助事業は、その目標水準が現状では当初予定していた社会的・経済的効果の半分以下しか達成されていないと言える。すでに目標としていた補助事業は完了しており、大学の運営については県の管轄から離れていることでもあり、当初目標と実績との対比は可能な時期に来ていると考えられる。

このような単発的な補助については、次の補助に役に立たないので分析する意味がないとの見解もあるが、単発事業であるからこそ結果をはっきり評価することが可能であるし、今後の補助金行政に活かすことは出来ると考える。

また、この事業の補助額は多額であることから、県民にも関心はあり、従って県民に対して説明責任があるものと判断する。

(2) 生活衛生課が所管する補助金

【所管事業の概要】

平成15年度は、生活衛生や食品等関係団体への補助、水道の広域化や高料金対策等12事業を実施している。また、市町村国庫事業を活用して行う水道施設整備についても、計画的に実施している。

① 山口県生活衛生営業指導センターに対する助成

② 公衆浴場に対する助成

③ 水道事業における助成

＜外部監査人が考えるポイント＞

- ・ 最近は同業者団体に加盟しない生活衛生関係の業者が増加傾向にあるが、公平性や助成効果との関連はどう考えるべきなのか。
- ・ 利用者が減少しているなかで公衆浴場等の助成はどこまで続ければよいか。
- ・ 補助事業の中には当初の要綱施行当時とは状況が大幅に変化しているものがある。
- ・ 水道事業は義務的経費と考えなければならないか。受益者負担や経営努力との関連で検討すべきことはないか。

ア (2001) 生活衛生指導助成費補助金（要綱：昭和48年10月）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人山口県生活衛生営業指導センターが、生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導、苦情処理事業等を行うにあたり、その費用について補助金を交付することにより、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

b 補助対象事業

財団法人山口県生活衛生営業指導センターが実施する次の事業

経営指導員設置事業

環境衛生営業相談室運営事業

小企業等設備改善資金融資指導事業

環衛業特別指導事業

分野調整等指導事業

事業活動調整員設置事業

地区環境衛生営業相談指導事業

相談指導顧問設置事業

税務相談等事業

環衛業情報化整備事業

活性化促進事業

(注) この事業に係る補助金要綱は昭和48年10月作成以後、一貫して事業内容が増加してきている。

c 補助事業者等

財団法人山口県生活衛生営業指導センター

業種は次のとおり

・美容 　・理容 　・クリーニング 　・公衆浴場 　・興行
・食肉 　・旅館 　・飲食 　・喫茶 　・すし

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	25,354	12,677	12,677	—
平成12年度	25,270	12,635	12,635	—
平成13年度	24,902	12,451	12,451	—
平成14年度	24,893	12,446	12,447	—
平成15年度	22,813	11,406	11,407	—

(注) 平成15年度の事業費の内訳は

人件費 17,199 千円（経営指導員3名、事務職員1名）

事業費 5,614 千円（相談事業 5,114、情報化整備 500）である。

e 補助金額の算出

補助対象経費につき、基準額（平成15年度の基準額は 25,078 千円）と実支出額のうち低い額

- ・ 「経営指導員給与」と「事務職員給与」については知事が定める額に知事が別に定める人員
- ・ 「相談指導事業費」、「分野調整等指導事業費」、「情報化整備事業費」及び「活性化促進事業費」については知事が別に定める額

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

現状では法律等の庇護のもとで改革は困難とも考えられが、以下のような問題点がある。

指導件数（平成15年度）

(単位：件)

業種区分	相談窓口	巡回指導	相談室	融資指導	特別相談員による指導	合計
美容	23	30	25	1	126	205
理容	17	33	11	—	75	136
クリーニング	14	9	8	8	19	58
公衆浴場	5	10	1	—	11	27
興行	4	8	1	—	3	16
食肉	6	18	5	—	3	32
旅館	9	25	14	—	53	101
飲食	96	139	39	51	626	951
喫茶	8	10	3	—	66	87
すし	6	2	2	—	22	32
その他	5	—	—	—	—	5
計	193	284	109	60	1,004	1,650
うち、衛生事業	9	13	11	—	—	33

地域的には公平に実施されていることを確認した。

a 衛生事業そのものに関する相談・指導が少ない。融資事業・税務相談などは特別にこの業種だけにのみ必要とは考えられず他の事業との統合を検討する必要がある。

現状では財団法人の収入の90%以上を補助金収入に頼っており補助金について検討が必要である。この財團に限らず財団法人としての収支そのものを検討する時期であると考える。

経営の健全化は経営者の自助努力に任すべきである。

b 他の補助との均衡を考慮すれば業界独特の指導・援助に限るべきであり、一般的な経営・金融・税務等は中小企業相談等で対応が可能と考える。

なお、上記について県の考えは「この事業は国の要綱による事業であり、県で検討するものではない。」とのことである。このことは理解できる。しかし、国の規定は強行規定ではなく、できる規定であり、規定内容が限定されているわけでもない。三位一体の改革が進むと検討を迫られる課題であると考える。

イ (2002) 生活衛生関係営業振興事業補助金（要綱：平成12年10月16日施行）（(2001) は国の補助事業、(2002) は県単独補助事業）（対象業種は(2001)と同じ）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の確保のため、生活衛生関係営業振興事業に要する経費につき交付する。

b 補助対象事業

消費者サービスの向上、需要の開拓等これらの生活衛生関係営業の活性化に資するための事業

- ・ 専門技術者養成・確保事業
- ・ 後継者育成の事業
- ・ 老人の福祉その他地域社会の増進等の事業

c 補助事業者等

財団法人山口県生活衛生営業指導センター

d 補助金額（平成12年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	3,500	—	3,500	—
平成13年度	3,500	—	3,500	—
平成14年度	3,150	—	3,150	—
平成15年度	2,835	—	2,835	—

平成15年度の補助金の使途は下記のとおりである。

区分	金額(円)	内容
1 消費者サービスの向上等事業		
消費者意識調査	201,470	調査表 613枚
消費者との意見交換会	96,520	消費団体8、業界10、行政2人
きれいな入浴啓発	150,735	22浴場の水質検査
需要拡大キャンペーン		
映画の日キャンペーン	150,735	映画ファン感謝デー新聞広告、スタンプラリーカード8万枚
適正化食肉表示の啓発	150,782	食肉業者 150人
ふるさと料理の普及	793,059	郷土料理講習会
2 専門技術者の養成確保		
先進地の接客ノウハウ習得	150,735	旅館 16人
集客・接客研修会	151,470	飲食 113人
美容技術講習会	174,735	美容 125人 カット実技研修
3 老人福祉など福祉増進事業		
利用客へのサービス提供のあり方研修	156,290	理容 52人
クリーニングの日キャンペーン事業	150,735	クリーニングギフト券 700枚 (社福協議会)
すしの日施設慰問サービス事業	150,735	すし 160人分 老人ホームへ
アシスタントドッグ 受入研修	150,735	喫茶・飲食 28人
4 後継者の育成事業		
生衛やまぐちの発行	206,264	7,000枚

e 補助金額の算出

予算の範囲内とする。経費の範囲指定はない。

(イ) 監査の結果

公明性を高めるために、経費の範囲を要綱で定める必要がある。

上記の補助金の使途では、全く同額の事業費150,735円となっているものが6件ある。これらについて領収書の提出を求めた結果、全てについてこの金額を超過して支払われていた。県の説明によれば、各事業に平等に割り振り、超過分は各組合で負担したことである。これらの事業のうち、老人福祉増進事業などは、まさに、補助金の目的の一つである奨励的役割を果たしていると言える。しかし、補助金の使途の大部分は、営利を目的として営業する以上、業界内で切磋琢磨し、各事業者が負担すべき性質のものであると考えられる。

のことから、事業目的に定められている衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の確保のためには、どのように補助金を使うべきなのかを明らかにし、要綱の中で経費の範囲を定める必要がある。

そのためには、県としても補助金の評価基準を定めておく必要がある。

(ウ) 意見

a 交付目的である利用者、消費者の利益にはどう役立っているかについて

- ・ 映画の日のキャンペーンについては、大手企業が興行しているシネマコンプレックスの普及により零細映画業者はほとんどなくなっている。したがって、効果としては不十分と考えられる。
- ・ 「こんぴら温泉郷視察研修旅行」が役員の後継者育成等研修及び先進地視察という目的で実施されている。このような旅行は通常どのような団体でも行っており、研修は事業を行えば当然必要なことである。負担は事業者が行うべきものである。
- ・ 美容技術講習会については、最近は組合に加盟しない業者が増加している。非加盟者との均衡を考えれば補助金の公平性からは問題である。

b 衛生水準の向上等について

クリーニングの日のキャンペーンのためのクリーニングギフト券は社会福祉協議会等へ配布されているが、結局はクリーニング業者の売上として返ってくることになり値引き販売と同じことになる。

以上から補助の内容を検討する必要がある。

ウ (2003) 公衆浴場経営合理化事業補助金（要綱：昭和51年7月8日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

公衆浴場の経営合理化を促進し、経営を安定させることにより、県民の日常の保健衛生水準の確保を図るために、市町村が行う公衆浴場経営合理化事業に要する経費につき交付する。

b 補助対象事業

一般公衆浴場経営者が設備改善に要する経費

風呂釜の新設又は更新、燃焼装置の新設又は更新等

c 補助事業者等

一般公衆浴場経営者に補助する市町村（間接補助）

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	市 町 村 他
平成11年度	10,983	—	5,491	5,492
平成12年度	8,862	—	4,431	4,431
平成13年度	8,468	—	4,234	4,234
平成14年度	10,176	—	5,088	5,088
平成15年度	4,819	—	2,409	2,410

(注) 平成15年度は12業者17件

e 補助金額の算出

市町村が補助金対象とする額の2分の1（市町村は補助対象経費に対して2分の1以内を補助する。）

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

a 有効性について

公衆浴場業者の推移、風呂なし世帯の推移

区 分	昭和48年	昭和58年	昭和63年	平成 5年	平成10年	平成15年
公衆浴場業者(一般公衆浴場) (施設数) A	312	138	111	88	67	(注) 55 (H16.3.31現在)
風呂なし世帯 (戸) B	65,600	29,600	20,100	13,200	7,400	(資料なし。)
B/A	210	214	181	150	110	

(注) 公営 3、私営 52

公衆浴場は年々減少しており、助成が今後も必要か検討を要する。物価統制令による料金を選択することが、一般公衆浴場経営者の経営悪化と、経営自主性の喪失を招いていいかを検討することも必要である。

b 補助金の目的合理性について

A町の2件（風呂釜の更新、燃焼装置の更新補助）については、いずれの浴場も温泉地にあり、助成の合理性があるか検討を要する。当初は一般公衆浴場の要件を満たしていたかもしれない。物価統制令340円の入浴料の意義はあるとの県の考えであるが、現状は利用者は車での来場者がほとんどであり、地域外から来る利用者も多いと考えられる。

実態調査をし物価統制令そのものについて検討をしてみる時期ではないかと考える。

c 公営の公衆浴場79のうち、一般公衆浴場（物価統制令の適用を受けるもの）は3件のみである。

風呂のない人の救済という面からは、公営がその目的を担うべきではないか。

d この補助事業は相当年数が経過している。補助事業が始まった当時は家庭に風呂を持たない家庭が相当数あった。しかし、現在では上記の表のように大幅に減少している。

低所得者で風呂を持っている家庭との均衡上低所得者の保護として平等かどうか疑問である。

e 仮に物価統制令の適用を受けないとして収入増加により補助金相当額（ここでは合理化事業と利子補給を合算して検討する。）をまかなうとすればどうなるのかの試算をしてもよいのではないか。

仮に単価を400円（統制令は340円=差額60円）とすれば、

(合理化事業費 4,819千円+利子補給事業費 3,346千円)= 8,165千円

÷32件=255,156円（1事業場あたり1年間での補助金負担額）

255,156円÷200日（稼動として）÷60円=21.3人（件数は利子補給数としている。）

つまり、平均的に22人の利用者があれば補助金相当額を回収することは可能となる。利用者が多ければ400円は更に低くなる。

一例ではあるが、これくらいシビアな試算をおこない補助金の必要性を検討しないといつまでたって

も補助金に対する検討が行われない。

県のこれに対する見解は物価統制令の選択は業者がすることであり、したがって上記の試算そのものが意味のないものであるとのことであった。しかし、補助金により恩恵を受けることの公平性・平等性からはいまや避けて通れない問題であると考える。

エ (2004) 公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金（要綱：昭和50年1月1日適用）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

公衆浴場経営者が施設の衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資金について支払った利子の一部を助成することにより経営の安定と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

一般公衆浴場業者が国民生活金融公庫から設備等改善資金を借り入れた場合において、その年内に支払った利子の一部を市町村が利子補給したとき

c 補助事業者等

一般公衆浴場業者に利子補給した市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	市 町 村 費
平成11年度	6,434	—	3,217	3,217
平成12年度	5,510	—	2,755	2,755
平成13年度	4,437	—	2,218	2,218
平成14年度	4,035	—	2,017	2,017
平成15年度	3,346	—	1,673	1,673

平成15年度の内訳

(単位：千円)

区 分	件 数	業 者 数	支 払 利 子	補 給 額	県 补 助 金
下 関 市	23	14	2,218	2,050	1,025
宇 部 市	1	1	311	296	148
山 口 市	2	1	36	18	9
防 府 市	3	2	1,081	818	409
岩 国 市	3	2	456	162	81
計	32	20	4,104	3,346	1,673

e 補助金額の算出

市町村の利子補給額の2分の1（支払利子の算出の基礎となった期間及び未償還額に基づいて年率4%の割合で計算した額又は当該支払利子に対する市町村の利子補給額のいずれか低い額に2分の1に相当する金額）

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

助成対象が年々減少しており、(2003)公衆浴場経営合理化事業補助金と同様の問題がある。

オ (2005) 水道広域化促進事業（要綱：平成2年4月1日施行）

柳井地域広域水道用水供給事業水源費補助金

(注) この事業は弥栄ダムの建設費の負担に係る補助であり、次項は弥栄ダムから取水することによる事業の補助である。

(ア) 制度の概要

a 交付目的（交付要綱には目的の記載がない。）

水資源の効率的な利用や小規模な水道施設の統合による経営の一体化を図るために整備された、柳井地域広域水道用水供給施設について、水道広域化促進事業として、弥栄ダムの開発事業費等の一部を助成する。

b 補助金の対象等

補助金の対象とする企業債、出資債及び繰出金は企業団が厚生労働省所管の国庫補助金を受けて実施する水道水源開発施設整備事業にかかる弥栄ダム、取水施設及び導水設備についての次の各号に掲げるものとする。

一 企業団企業債

二 構成市町一般会計の企業団に対する出資金に係る一般会計出資債

三 構成市町一般会計の企業団に対する一般会計繰出金

(注) 柳井地域広域水道企業団（以下企業団という）への出資目的で借り入れた出資債の元利償還金並びに構成団体が企業団の企業債元利償還に充てるために企業団へ繰り出した繰出金の一部

c 補助事業者

企業団及びその構成市町村（柳井市、久賀町、大島町、東和町、橋町、由宇町、大畠町、上関町、田布施町及び平生町）

d 補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	421,294	—	96,773	324,521
平成12年度	1,237,565	—	159,961	1,077,604
平成13年度	1,452,625	—	400,640	1,051,985
平成14年度	1,550,655	—	435,574	1,115,081
平成15年度	1,600,732	—	454,533	1,146,199

注1) 事業費とは企業債、出資債等の当該年度の元利償還額（償還額及び繰入額）である。

2) 平成15年度の補助金の内訳

企業債 281,699 千円（柳井広域）
出資債 135,826 （構成市町村）
繰出金 37,008 （同上）

e 補助金額の算定

(a) 企業団の企業債の元利償還金の5分の2

(b) 柳井地域構成市町が企業団の企業債元利償還に充てるため企業団へ繰り出した繰出金の2分の1

(イ) 監査の結果

- a 要綱には補助金の交付目的が記載されていない。補助金支出の目的達成度を事後的に評価するため、要綱において補助目的を具体的に記載する必要がある。
- b 補助金申請時及び補助金確定時の審査資料についてなにをどこまで審査したかの明細を示す文書が作成されていない。
- c 要綱第10条は、「補助金の交付を受けた企業団及び構成市町は、当該補助金を他の用途に使用してはならない」と規定している。したがって、実績報告書の添付資料として流用がないことを確認する資料入手すべきである。
- d 有効性評価

取水には水源の遠近という地理的な条件があり、建設費をまかなうための 借入れ・起債が必要となる。この財源について補助金を交付しないと、水道料金にはねかえってしまうため、柳井地域の住民と他の住民との費用負担の公平性を保つ必要がある。

有効性の判断資料として、平成13年度の「水道事業別資本費」を入手し、柳井地域の各市町の上水道・簡易水道の資本費（元利償還金÷給水量）と他の地域のそれ又は全体の加重平均とを比較した結果、柳井地域の各市町はすべて平均を超えており、補助しなければその差が著しくなっていたことがわかる。したがって、補助金支出に公益性が認められるものと判断する。

カ (2006) 水道事業高料金対策事業（要綱：平成元年度の補助から施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県内の水道料金の格差を是正し、県民生活の安定に資するため、市町村が高料金対策として資本費等が著しく高い末端給水事業及び用水供給事業に対し繰り出しを行った場合に、県が当該市町村に対し補助金を交付する。

(注) この地域の特殊性は弥栄ダムの水源を取水しているため給水原価が高くなっている。

b 補助対象事業

柳井地域広域水道企業団から受水する末端水道事業及び柳井地域広域水道用水供給事業

c 補助事業者等

次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業とする。

一 末端給水事業 市町村又は一部事務組合が経営する水道事業のうち、前々年度における当該事

業の資本費、給水原価又は供給単価がそれぞれ別に定める補助基準単価を超える事業で、経営健全化のために十分な努力をしていると認められるもの

二 用水供給事業 企業団が行う水道用水供給事業であって、前年度における当該事業の資本費及び給水原価がそれぞれ別に定める補助基準単価を超える事業で、経営健全化のために十分な努力をしていると認められるもの

d 補助金額（平成14年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	346,030	—	173,013	173,017
平成15年度	329,048	—	164,521	164,527

(注) 平成15年度県補助金の内訳

末端水道事業 26,613千円、用水供給事業 137,908千円

e 補助金額の算出

補助対象経費に対する補助金の額等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額等とする。

- 一 末端給水事業 繰出基準額の範囲内で一般会計が繰出した額の2分の1の範囲内の額
- 二 用水供給事業 繰出基準額の範囲内で一般会計が繰出した額の2分の1の範囲内の額（補助の期間は、10年に限る。）

f 補助対象経費

次の事業に対し、資本費の一部について繰り出した額（その額が、次の算式によって得られた額（以下「繰出基準額」という。）を超えるときは、次の算式によって得られた額）の範囲内とする。

- 一 末端給水事業

【上水道事業】

市町村繰出基準額=(前々年度資本費-基準資本費)×前々年度の年間有収水量×1/5

【簡易水道事業】

市町村繰出基準額=(前々年度資本費-基準資本費)×前々年度の年間有収水量×1/2×1/5

- 二 用水供給事業

- ・構成市町村繰出基準額の総額=(前年度資本費-基準資本費)×前年度年間有収水量×1/2
- ・構成市町村繰出基準額=構成市町村繰出基準額の総額×構成市町村分賦割合

(注) 資本費の範囲は減価償却費と支払利息である。

(イ) 監査の結果

審査についての合規性違反

交付要綱第2条では経営健全化のために十分な努力をしていると認められるものを補助対象としている。

しかしながら、市町村から提出された経営改善のための措置状況のなかには具体的に経営健全化を実施したのかが記載されていないものがある。報告書が形骸化しているのではないかと考えられる。具体的な資料の提示があれば県としてもより良い補助の方法が考えられるかもしれない。

(例) (A町) 水道施設の整備完了に伴い、人事を含めた支出の見直しなど、維持管理の合理化により経費の削減を図る。(具体性が認められない。)

(B町) 町としてもできる範囲で使用量を増やしてもらうよう働きかけている現状である。(経費削減努力については触れていない。)

(C町) 計画的な建設投資ならびに維持管理の合理化等による経常的経費の節減を図っている。水道普及地域における未加入者に対して、加入の促進をし、水需要の増加を図っている。

(具体的な実績を示す指標を要求する必要がある。)

(D町) 以前から経常経費の削減、料金の適正な設定など経営効率化に向け経営努力している。
(具体性が認められない。)

また、経営努力についてはいずれの町についても一の事業、二の事業に区分して記載されていない。

キ (2007) 水道布設整備事業(要綱:平成6年4月1日施行)

事業としては昭和62年度開始

(ア) 制度の概要

a 交付目的（交付要綱には目的の記載がない。）

県下の市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が、厚生労働省所管の国庫補助金を受け実施する簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領に規定する簡易水道等施設に係る事業及び平成10年度から12年度まで実施する簡易水道未普及解消緊急対策事業（以下「施設整備事業」という。）に対し、借入れた起債の元利償還金の一部について、元利補給金を交付するのに必要な事項を定めるものである。

b 補助対象事業

元利補給金の対象となる事業は、次の各号に掲げる施設整備事業のうち、補助を受けようとする年度の前年度の事業で、その事業の財源の一部を起債（特別地方債、過疎債、辺地債をいう。以下同じ。）により施行した事業とする。

一 簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領に規定する簡易水道等施設に係る事業のうち、「生活基盤近代化事業」を除く（但し、c の第三号又は第三号に該当する市町村にあっては、この限りではない。）事業

二 簡易水道未普及解消緊急対策事業実施要綱に規定する事業

c 補助事業者等

一 財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度前3年度内の各年度に係るものと合算したものとの3分の1の数値をいう。）が0.3以下の市町村

二 離島振興法（昭和28年法律72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域において施設整備事業を行う市町村

三 広域水道用水供給事業から受水するために施設整備を行う市町村

d 補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	3,801,189	(1,275,203)	114,025	2,411,961
平成12年度	3,647,985	(1,265,473)	109,432	2,273,080
平成13年度	1,406,893	(499,169)	42,200	865,524
平成14年度	703,233	(261,408)	21,092	420,733
平成15年度	959,518	(397,583)	28,782	533,153

注1) 国庫補助金については国から市町村への直接補助であり、（ ）書きで記載した。

2) 平成15年度の内訳

（事業区分）未普及 3町、再編整備 1市3町、近代化 4町

e 算出基準

(a) 元利補給金の額

$$Y = A \times (r + S)$$

Y : 元利補給金の額

A : 当該年度の前年度の国庫補助対象基本額及び簡易水道未普及解消緊急対策対象基本額

r : 補助率

S : 特認補助率

(b) 補助率

3 % (上記の r)

(c) 特認補助率

水源の確保を次の方法で行うもので、知事は必要と認めた場合は、補助率に特認補助率10%を加えることができる。

- ① 離島において本土から導水管等により水源を確保する方法
- ② 海水を淡水化して、水源を確保する方法

(イ) 監査の結果

要綱には補助金の交付目的が記載されていない。補助金支出の目的達成度を事後的に評価するため、要綱において補助目的を具体的に記載する必要がある。

(3) 廃棄物・リサイクル対策課が所管する補助金

【所管事業の概要】

基本方針等—循環型社会の形成をめざした基盤づくり

「循環型社会形成推進基本法」が平成12年度に施行される等、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社会システムを見直し、廃棄物を循環資源として有効活用することにより、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくことが今日の重要な課題となっている。

一方、本県においては、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を県政の最重要課題の一つとして位置付け、デザイン21に掲げる「ごみゼロ社会づくり」を進めるため、廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの促進等、全国に先駆けて、ゼロエミッションの推進に積極的に取り組んでいるところである。

重点施策

- ① 廃棄物処理の推進
- ② 山口ゼロエミッションの推進
- ③ やまぐちエコタウンの推進
- ④ リサイクルの推進
- ⑤ 不法投棄防止対策の推進
- ⑥ 広域処理対策の推進

平成15年度補助事業の概要

- ① 合併処理浄化槽設置整備事業（国の制度）
- ② 広域最終処分場整備促進対策事業（県単独）
- ③ ごみゼロやまぐち県民運動促進事業（生ごみリサイクル・エコ商店街）（県単独）
- ④ P C B 処理対策事業（国の制度）

＜外部監査人が考えるポイント＞

- ・ 廃棄物の発生・排出抑制のための補助金が具体的にどのような実績を産み出しているか。
- ・ 廃棄物の循環資源化は、技術開発や県民運動と連動してどの程度進展しているか。それに対する補助金の役割はどうか。

ア（3001・3002）合併処理浄化槽設置整備事業（繰越を含む。）（要綱：平成元年4月1日施行）（国の制度）

（ア）制度の概要

a 交付目的

公共下水道等の集合処理区域以外において、市町村が合併処理浄化槽設置者に対して設置費用を補助する場合に、その一部について県費補助を行うことにより、合併処理浄化槽の整備を促進し、水質浄化対策による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

b 補助対象事業

補助対象となる施設は、補助対象地域において専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽及び変則浄化槽であり、この事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛净第34号厚生省室長通知）に適合するものであること。

ただし、当面、同指針の適用については、処理対象人員が10人以下に限るものとする。

c 補助事業者等（間接補助）

補助対象地域において補助対象施設を設置しようとする者に対し、市町村が該当浄化槽及び変則浄化槽の設置に必要な経費の一部を補助する事業を行う市町村に対し予算の範囲で補助金を交付するものとする。

d 補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	1,330,154	424,047	424,047	482,060
平成12年度	1,346,705	425,608	425,608	495,489
平成13年度	1,348,224	427,422	427,422	493,380
平成14年度	1,426,655	454,222	454,222	518,211
平成15年度	1,238,146	388,153	388,153	461,840

（注）平成15年度の繰越しを除く補助戸数は3,835戸である。

e 補助金額の算出

この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（a）別表1（別紙）の第1欄に掲げる区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の

実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (b) (a) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に3分の1(離島振興事業対象となったものについては、国庫補助金額を除いた額の2分の1)を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 監査の結果

- a 一部の市から提出されている報告書等の様式が要綱に定められた様式に従っていないため処理すべき文書番号が記載されていない。番号は交付内容を特定するものとして重要なものであるから様式指定が要求されていると考えられる。したがって書類審査に不備があったことになる。なお、同市の文書には全て番号が付されない旨の回答があった。要綱の様式を検討する必要がある。受付印を押印するなどして文書を特定しておく必要がある。
- b 要綱に審査・検査の規定がない。
- ① 実績報告の審査・検査がされないと補助金の額の確定及び計上年度が確定できることになる。
 - ② 交付取り消しの規定がある以上少なくとも市町村から結果の取り寄せは必要ではないかと考える。

(ウ) 意見

新築の家屋については建築確認により当然浄化槽の設置が義務づけられる。この補助金をより有効に活用すべき家屋はむしろ既存の家屋であり、浄化槽未設置家屋への設置の広報等が必要であると考える。

イ (3003) 広域最終処分場整備促進対策事業（要綱：平成14年4月1日施行、平成10年度から平成13年度までは伺い定め）

(ア) 制度の概要

- a 交付目的
産業廃棄物の最終処分等を目的として県等が関与して設立された法人（以下「法人」という。）が、産業廃棄物広域処分場整備促進事業を実施するために必要な経費に対し補助金を交付する。
- b 補助対象事業（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第11条3項）
該当法人が実施する産業廃棄物の広域最終処分場整備促進対策事業
- c 補助事業者等
該当法人（平成15年度は財団法人山口県東部環境保全センターへ補助）
- d 補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	10,617	—	10,216	401
平成12年度	9,597	—	9,410	187
平成13年度	11,110	—	10,908	202
平成14年度	11,352	—	11,073	278
平成15年度	10,512	—	10,225	286

（注）平成15年度の内訳は派遣職員人件費8,225千円と事業推進費2,000千円である。

- e 補助金額の算出（対象となる経費（別表に定める。））

区 分	補 助 率	対 象 経 費
1 事業推進費補助	知事が別に定める率	1 地元の合意形成等に係る経費
		2 事業計画の策定等に係る経費
2 人件費補助	10／10	3 その他事業推進に係る経費 法人の職員に係る人件費

（注）補助率の具体的な定めはない。平成15年度は前年実績の約90%。

(イ) 監査の結果

- a 合規性

要綱により補助金を支出することに関しては妥当であるが、補助対象となっている財団法人山口県東部環境保全センターの寄附行為からは当該補助金を受け入れる根拠が不十分であると判断せざるをえない。

すなわち、寄附行為第4条ではセンターは次の事業を行うと定めている。

- ① 廃棄物を処理及び処分するために必要な事業
- ② 廃棄物を（？規程の誤り）処理及び処分に関する調査研究事業
- ③ その他センターの目的を達成するために必要な事業

また、第5条ではセンターの資産は次に掲げるものをもって構成すると定めている。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 寄附金品
- ③ 資産から生ずる果実
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

上記を検討する限り当該補助金を受け入れ廃棄物処理センターを建設する前段階の費用として運用することには無理があるものと判断する。

これには、当財団のこれまでの経緯をふり返って見る必要がある。

財団は昭和55年9月に設立され現在設置計画とは別の場所に処分場を建設することになっていた。この時は県職員が直接設置のための事務を行っていた。しかし近隣の自治体の同意が得られなかつたため予定地での処分場建設を断念し大竹市の処分場を利用することになった。

大竹市の処分場の利用期限を経過したため今度は前回とは別の場所に処分場を建設する計画が立てられ、平成10年4月から新たな取組が始まった。このときから県職員を財団に派遣し県が経費の一部を補助することとなった。

しかしながら、寄附行為の変更はこのとき副理事長を1名増員することだけにとどまっている。結果的に組織の変更があったにもかかわらず寄附行為の変更がなされないまま現在に至っている。

このため要綱（平成14年4月1日施行）（平成10年度から平成13年度までは伺い定めで経費の一部を補助していた。）では補助できるようになっているが財団の方では受け入れができないことになる。

b 補助金の審査についての記録が残されていない。

審査はなされたとの説明があったが、書類は残っていない。

補助対象となる経費の範囲は上記eに記載されているとおりであるがこの表を見る限り具体的にどこまでが含まれるのかは県の担当者が判断することになる。従って経費の内容を具体的に審査したかは重要な事項である。具体的になにを審査したのか文書で残す必要がある。

ウ（3004）ごみゼロやまぐち県民運動促進事業（生ごみリサイクル）（岩国）（要綱：平成14年6月4日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

生ごみリサイクルの実践により、ごみゼロ社会作りの推進を図るため、市町村が生ごみリサイクルシステムの構築について実施する事業を補助する。

b 補助対象事業

- (a) 市町村が行う生ごみ処理機の設置事業
- (b) 市町村が生ごみリサイクルシステム構築のために行う、協議会等の開催、住民PR活動等の事業
- (c) 市町村が生ごみ処理機を設置しようとする事業者に対しその経費の一部を補助する事業

c 補助事業者等

市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	5,717	—	2,858	2,859
平成15年度	6,886	—	3,443	3,443

事業費の内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

経 費 区 分	金 額	内 容
委託料	177	生成物分析調査業務委託料18項目（2検体）
備品購入費	3,559	発酵型生ごみ処理機購入費（2台）
負担金及び交付金	3,150	中通商店街振興組合が設置する生ごみ処理機購入費及び付帯工事費用への補助金
合 計	6,886	

e 補助金額の算出

補 助 対 象 事 業	補助対象経費区分	補 助 金 額
市町村が行う生ごみ処理機の設置事業	備品購入費 工事請負費	補助対象経費の2分の1以内
市町村が生ごみリサイクルシステム構築のために行う、協議会等の開催、住民PR活動等の事業	報償費 旅費 需用費 役務費 委託料	
市町村が生ごみ処理機を設置しようとする事業者に対しその経費の一部を補助する事業	補助金	

(イ) 監査の結果

当初の補助金申請書提出段階(平成15年8月8日)では補助対象経費の額が12,345千円であったが、平成16年2月5日の補助金変更承認申請書では、6,886千円と半分強に減額となっている。これについて、県が作成した平成16年2月6日起案の変更交付決定に関する審査書を見ると、入札等による減額とは書いてあり、また、当初予定していたものが購入されてはいるが、それに至った経緯は明らかではない。減額幅が大きいことからどのように岩国市において入札したのか、また、県としてそれをどのように判断したのかを資料として残すことが必要である。

(ウ) 意見

上記補助金額の算出の「市町村が生ごみ処理機を設置しようとする事業者に対しその経費の一部を補助する事業」において、補助対象経費を補助金としている。しかしながら、たとえ市町村が事業者に交付した補助金であっても、個々具体的に工事請負費、備品購入費などと明白に記載する必要がある。そうしないと、県としても、補助金の目的とする経費として使用されたかどうかの検査、審査ができないし、また、県が意図する補助対象経費が他の経費に流用されてしまう可能性があると考える。

エ (3005) ごみゼロやまぐち県民運動促進事業（エコ商店街）補助金（山口、下関）（要綱：平成15年4月21日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

ごみ減量化やリサイクルの取り組みを促進することにより、ごみゼロ社会づくりの実現を図ることを目的とする。

b 補助対象事業

商店街が行う独創的かつ先進的なごみ減量化・リサイクル活動など地域のリサイクルシステム構築のための事業であって、市町村が経費の一部を補助する事業

c 補助事業者等

市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	12,202	—	4,000	8,202

(注) 補助金の内訳

下関市 3,000千円 山口市 1,000千円

e 補助金額の算出

市町村が商店街に交付した補助金の2分の1以内

(イ) 監査の結果

テストケースとして県が下関市から入手した実績報告書の支出金額について領収書によって支出事実の確認を行った。

下関市が、長府商店街振興協同組合から入手した実績報告書によると事業費は総額9,186千円である。

見積書で領収書の代わりとしているもの 1件 6,615,000円

請求書で領収書の代わりとしているもの 5件 2,226,350円

市町村では領収書は確認していないとのことである。

見積書や請求書では支出金額の確認にはならず、実際には異なった金額で支払いが行われていたかも知れない。県としては補助金交付要綱第12条（報告及び検査）に基づき、支払の事実を確認するために領

収書を入手するように関係市町村を指導すべきである。そうしないと検査ができないことになる。

(ウ) 意見

a 経済性・効率性の測定

下関市が県に提出した、実績報告書を見ると、事業費内訳の主なものは以下のとおりである。

廃食用油燃料化事業

回収用ポリタンク等	171千円
装置収納家屋設置工事等	2,040
廃食用油燃料化装置	6,615
合 計	8,826千円

この装置の処理能力は、100リットル/日であるが、報告書では実績リサイクル量として約1,150リットルと記載がある。事業実施期間中（平成15年11月1日から平成16年3月20日）に約11日分しか使用しない計算となるが、フル活用しないと補助金の効果は発揮できない。今後の活動状況は報告書では読み取れないから、県としても活動状況をフォローする必要があると考える。

b 経済性について

県の交付要綱には、補助対象事業として「独創的かつ先進的な事業」とある。この燃料化装置の独創・先進性をどのように判断したのかは交付決定に関する審査書からは不明である。

また、この補助金交付の目的は、あくまでも「ごみ減量化やリサイクルの取り組みの促進」であり、独創・先進性にこだわる必要があるのか、そのようなものは通常高価になると考えられるので、経済性からも問題と考える。なにも独創性はなくともごみ減量化に役立つものであれば一定の条件を付した上で、どんなものにも補助を望む。

オ (3006) P C B処理対策事業（要綱：平成14年3月18日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

b 補助対象事業

独立行政法人環境再生保全機構が中小企業者等が保管する高圧トランス及び高圧コンデンサがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったものの処理(処分又は再生に限る)に要する費用の軽減に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第16条1項の規定に基づく基金の造成を行う事業

c 補助事業者等

独立行政法人環境再生保全機構

d 補助金額（平成13年度から交付税措置がある。）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成13年度	24,000	—	24,000	—
平成14年度	24,000	—	24,000	—
平成15年度	24,000	—	24,000	—

(注) 補助金は独立行政法人環境再生保全機構への出資である。

e 補助金額の算出

基準額 24,000千円

平成15年度は国から20億円、都道府県から20億円、産業界から5億円とし、都道府県については人口割りによって、山口県は24,000千円となったものである。

(イ) 監査の結果

【合規性】

当事業に関する実績報告書が平成16年3月31日付けで作成され、山口県廃棄物・リサイクル対策課では受付番号第109号にて、平成16年3月31日の受付印が押されている。なおかつ、同日付で実績報告書の検査調書の作成と履行確認が実施されているように形式上なっているが、平成16年3月31日に作成された実績報告書を県が入手し、検査調書の作成及び履行確認ができたとは考えられない。（現に県での受付印は3月31日以外に、4月23日にも押印されており、4月23日部分は×で抹消されている。）

(ウ) 意見

産業界（P C B製造者等）からの出えん金は平成14年度については800千円、平成15年度についてはゼ

口である。

(単位：千円)

内 容	相 手 方	金 額
平成15年3月31日現在造成累計額	国	4,000,000
	都道府県	3,612,000
	産業界	480,800
	合計	8,092,800
平成14年度分として平成15年4月以降拠出された額	都道府県	386,000
	国	2,000,000
	都道府県	1,877,000
	産業界	0
	合計	3,877,000
平成15年度分の拠出額	(平成16年3月31日現在)	
造成累計額	(平成16年3月31日現在)	
	国	6,000,000
	都道府県	5,875,000
	産業界	480,800
	合計	12,355,800

当廃棄物の処理は、もともとP C Bを製造した者等の責務であり、当然に国及び地方公共団体が実施する施策に協力すべきでありながら、その姿勢が見られないのは問題である。本来ならば平成16年3月末では産業界からの出えん金造成累計額は15億円となるはずであるが、現在残高4億8千万円である。これでは将来の処理事業の見直しも必要になり、また、国及び地方公共団体に対し追加補助の要請も考えられることから、国から産業界への働きかけが必要である。

(4) 保健体育課が所管する補助金

【スポーツ振興に係わる主要施策】

平成15年度山口県スポーツ振興施策の展開方向について

少子・高齢化の進展、生活水準の向上や自由時間の増大など、社会環境・情勢が大きく変化しており、スポーツを取り巻く環境も、また、大きく変化を見せている。

このような中、新しい時代にふさわしい本県スポーツ振興の指針として策定した山口県スポーツ振興計画「スポーツやまぐち・きらめきプラン」に基づき、学校体育・スポーツの充実、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進などに積極的に取り組む。

また、2011年山口国体の開催に向けて、着実に準備を進めるとともに、山口国体を視野に入れた、本県競技力の飛躍的な向上と高い競技水準の維持・定着を目的に策定された「やまぐちトップアスリート育成プラン」に基づき、新たな競技力向上対策を展開し、本県スポーツの普及と振興を図る。

《外部監査人が考えるポイント》

- ・ 補助対象者が団体等の場合、選定については補助の効果が十分發揮されるよう検討されているか。
- ・ 補助金をどこまで出すかの基準が出せるか。補助率の下方シーリングをかけていくとだれの負担が増えるか。学生・父兄等になるがどうか。

ア (4001) 中学校体育大会等開催関係事業費（要綱：平成15年4月18日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県中学校体育連盟が主催する各種大会の運営費を補助し、大会の円滑な運営と中学スポーツの振興を図る。

b 補助対象事業

山口県中学校体育連盟が主催する各種大会

山口県中学校春季体育大会

山口県中学校種目別選手権大会

中国中学校種目別選手権大会のうち県内開催競技

山口県中学校体育大会（駅伝を含む）

c 補助事業者

山口県中学校体育連盟

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	15,101	520	1,939	12,642
平成12年度	14,545	340	1,453	12,752
平成13年度	16,319	410	1,523	14,386
平成14年度	16,520	410	1,366	14,744
平成15年度	17,626	410	1,366	15,850

平成15年度事業費の内訳

(単位：千円)

項 目	金 額	内 容
諸 謝 金	1,845	審判謝礼、補助員謝金
旅 費	5,005	役員、審判員旅費
褒 賞 費	288	レプリカ、賞状代
消 耗 品 費	1,474	大会必要物品、薬品、事務用品
印 刷 製 本 費	1,915	プログラム、競技成績印刷代
通 信 運 搬 費	307	郵送料、電話代
使 用 料	2,471	会場使用料、コピー機
会 議 費	1,120	準備委員会、プロ編会議、監督会議
食 糧 費	2,511	役員、補助員昼食代
委 託 料	672	記録処理、会場設営
雜 費	13	クリーニング代、トランク燃料代
計	17,626	

山口県中学校体育大会の参加者数は4,767人である。

e 補助金額の算出

事業実施に必要な旅費（審判員旅費等）、需用費（消耗品、プログラム印刷費等、会場費等）等のうち前年実績をもとに予算の範囲内で決定

(イ) 監査の結果

全体の予算で配分が決められ、補助対象経費のうち少額の助成（平成15年度は県費補助率7.7%）であり、具体的な算定の基準がない。

イ (4002) 中学校体育大会等派遣関係事業費（要綱：平成15年4月18日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県中学校体育連盟が全国中学校体育大会及び中国中学校体育大会へ派遣する選手・役員の派遣費を補助することにより、中学スポーツの振興を図る。

中学校全国大会

中学校中国大会（県外開催分）

b 補助対象事業

山口県中学校体育連盟が派遣する各種大会

中学校全国大会

中学校中国大会（県外開催分）

c 補助事業者

山口県中学校体育連盟

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	26,737	543	10,743	15,451
平成12年度	30,676	543	6,917	23,216
平成13年度	23,065	473	4,011	18,581
平成14年度	25,747	473	4,217	21,057
平成15年度	43,882	473	5,464	37,945

(注) 平成12年度は沖縄、北海道、平成15年度は北海道、新潟派遣が含まれている。

e 補助金額の算出

出場者の旅費及び宿泊費のうち前年実績をもとに予算の範囲内で決定
宿泊費は全国大会が3泊、中国大会は2泊を上限とする。

(イ) 監査の結果

平成15年度の内訳

(単位:円、人)

区分	参加人数	事業費	1人当たり平均	補助額	1人当たり補助金
全 国 大 会	227	28,631,560	126,130	3,673,000	16,180
(北海道及び新潟)					
中 国 大 会	512	15,251,240	29,787	1,791,000	3,498
計	739	43,882,800	59,381	5,464,000	7,393

平成15年度は県費補助率は12.5%であり、補助金の具体的な算出基準ではなく、年々補助率が減少している。補助率の減少は結果的には父兄等の負担増加となっているため、公益性・公平性の観点からは県費補助率を定める必要があると考える。

なお、平成16年度から開催地の遠近による交通費の変動を反映するように予算措置をしているとのことである。(平成16年度補助率:31%)

ウ(4003) 高等学校体育大会等開催関係事業費 (要綱:平成15年4月18日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県高等学校体育連盟が主催する各種大会の運営費を補助し、大会の円滑な運営と高校スポーツの振興を図る。

b 補助対象事業

山口県高等学校体育連盟が主催する各種大会
高等学校中国地区体育大会等開催費(県内実施分)
山口県高等学校総合体育大会開催費
山口県高等学校定期制?通信制体育大会開催費
高等学校各種体育大会役員費
山口県高等学校定期制?通信制体育大会開催費全国大会予選会役員費

c 補助事業者

山口県高等学校体育連盟

d 補助金額

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	9,066	280	1,385	7,401
平成12年度	19,776	420	1,453	17,903
平成13年度	17,321	280	1,246	15,795
平成14年度	20,290	700	1,522	18,068
平成15年度	22,054	420	1,242	20,392

山口県高等学校総合体育大会の参加者は10,048人である。

e 補助金額の算出

役員費、消耗品代、賞品代及び会場使用料等のうち前年実績をもとに予算の範囲内で決定

(イ) 監査の結果

平成15年度の事業費の内訳

(単位:千円)

項 目	金 額	内 容
役 員 費	10,342	役員旅費、日当、審判謝礼 外
賞 品 代	345	賞状、レプリカ
使 用 料	2,213	会場使用料
通 信 費	243	郵送料、電話代
会 議 費	1,034	専門委員会旅費、日当
食 糧 費	2,581	役員・補助員弁当
雜 費	680	給水用コップ 外
計	22,054	

平成15年度は県費補助率は5.6%であり、補助金の具体的な算定基準はなく、年々補助率が減少している。

(4002)と同じ指摘である。

エ (4004) 高等学校体育大会等派遣関係事業費（要綱：平成15年4月18日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県高等学校体育連盟が全国高等学校体育大会へ派遣する選手・役員の派遣費を補助することにより、高校スポーツの振興を図る。

b 補助対象事業

山口県高等学校体育連盟が派遣する各種全国大会

全国高等学校総合体育大会夏季大会

全国高等学校総合体育大会冬季大会

定時制・通信制大会

c 補助事業者

山口県高等学校体育連盟

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	74,675	597	28,096	45,981
平成12年度	40,801	597	11,916	28,288
平成13年度	35,941	527	8,729	26,685
平成14年度	43,623	527	8,996	34,099
平成15年度	32,419	527	6,249	25,643

(注) 年度間の事業費の変動は主に開催地の遠近によるものである。

平成15年度の事業費内訳

(単位：円)

区 分	事 業 費	補 助 金(国を含む)	人 数	1 人 当り 事 業 費	1 人 当り 補 助 金
全国高校総体 夏季	18,365,418	4,363,600	427	43,010	10,219
〃 冬季 駅伝	1,397,960	177,800	18	77,664	9,877
〃 〃 ラグビー	4,989,551	240,400	25	199,582	9,616
〃 〃 スキー	1,624,360	372,800	11	147,669	33,890
定時制・通信制大会	6,041,763	1,621,400	105	57,540	15,441
合 計	32,419,052	6,776,000	586	55,322	11,563

e 補助金額の算出

出場者の旅費及び宿泊費等のうち前年実績をもとに予算の範囲内で決定

宿泊費は3泊を上限とする。

(イ) 監査の結果

補助対象経費のうち少額の助成（平成15年度は県費補助率19.3%）であり、年々補助率が減少している。全体の予算で配分が決められ、具体的な算定の基準がない。

なお、平成16年度から開催地の遠近による交通費の変動を反映するよう予算措置をしているとのことである。（平成16年度補助率：35%）

オ (4005) トップアスリート育成事業（要綱：平成15年5月7日施行）

(ア) 制度の概要

国体の成績

① 総合成績

本県の競技力を国民体育大会の総合成績（天皇杯順位）でみると、昭和38年開催の第18回山口国体で獲得した2位をピークに、現在まで低下傾向にある。

2巡目国体のスタートとなった昭和63年京都国体から導入された「成年2部」の活躍により、10位代と躍進した年もあったが、近年では40位前後となっている。

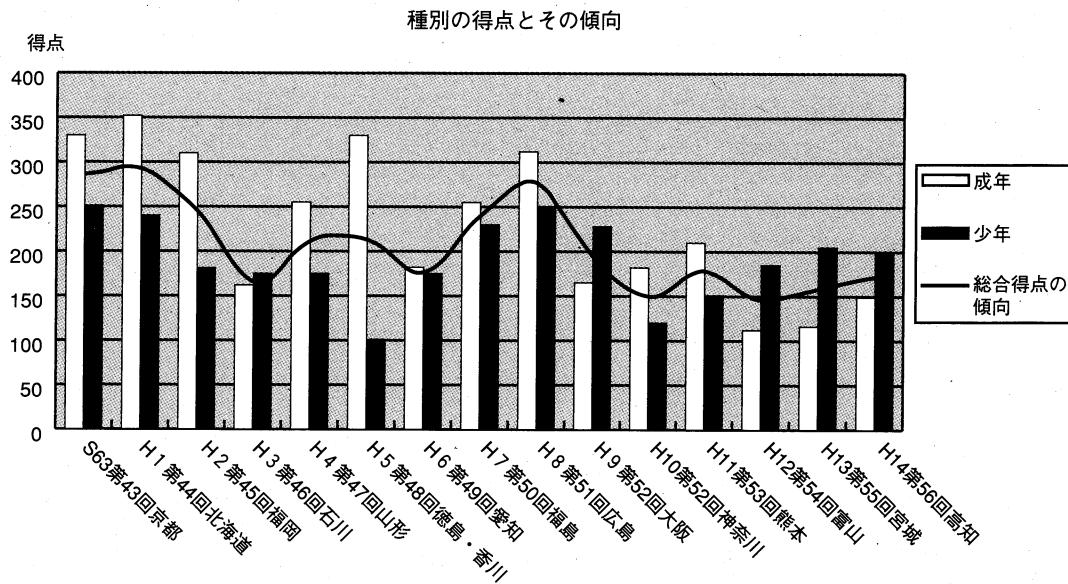
過去5年間の国体成績

(単位:位)

年 度 開催県 順 位	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	第54回熊本		第55回富山		第56回宮城		第57回高知		第58回静岡	
	天皇杯	皇后杯								
冬 季 順 位	34	30	36	29	45	41	33	25	42	38
夏 季 順 位	24	32	39	42	26	20	39	45	42	46
秋 季 順 位	37	27	38	20	43	38	35	30	45	42
総 合 順 位	35	31	41	28	41	36	39	38	47	45

② 種別の得点状況

国体では、男女それぞれに少年（18歳以下）及び成年の種別に分けて競技が行われているが、京都国体以降の種別の得点推移をみると、少年の得点に大きな変化がない一方で、成年の得点は半減している。



これを本県の総合得点に占める成年の得点の割合で見ると、京都国体では、全体の56.5%を占めていたが、平成14年高知国体では、42.6%まで減少しており、成年の不振が目立っている。

このため、2011年山口国体の開催に向けて、着実に準備を進めるとともに、山口国体を視野に入れ、本県競技力の飛躍的な向上と高い競技水準の維持・定着を目的に策定された「やまぐちトップアスリート育成プラン」に基づき、新たな競技力向上対策を展開し、本県スポーツの普及と振興を図る。

a 交付目的

「山口国体（平成23年）を視野に入れた飛躍的な競技力の向上と高い競技水準の維持・定着」をめざして、県体協をはじめとする関係機関・団体の連携・協働によるジュニアからの育成・強化を重点とした総合的な競技力向上対策として、トップアスリート育成事業を実施するものとする。

(注) トップアスリート育成事業という名称では埼玉県、京都府、福岡県などでも実施しているが競技力向上対策事業は各県で取り組まれている。

b 補助対象事業（かっこ内は主な内容）

- グローアップシステム事業（ジュニアから一般までの優秀選手による集中的・継続的な合同練習等の実施）

- トップアスリート支援事業（本県トップアスリートによる県外強化練習の実施）

- 指導者レベルアップ事業（共通する基本的な理論習得の講習会開催）

- 指導者スキルアップ事業（全国トップクラス指導者による講習会開催）

- 指導者ステップアップ事業（指導者のコーチ資格取得促進）

- 指導者派遣事業（指導者の全国トップレベルチーム等への派遣）

c 補助事業者

財団法人山口県体育協会
d 補助金額（平成15年度から開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	141,735	—	141,721	14

平成15年度の主な競技団体の補助金（4百万円以上）は下記のとおり。

競 技 団 体 名	金 額 (千円)	競 技 团 体 名	金 額 (千円)
セーリング	12,985	レスリング	5,733
山岳	12,257	バスケットボール	5,016
バレー・ボール	10,796	ハンドボール	4,933
ソフトテニス	7,143	サッカー	4,668
水泳	6,240	馬術	4,583
バドミントン	6,108	その他(29団体)	53,178

e 補助金額の算出

補助対象事業ごとに、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、補助対象経費及び補助基準額（限度額）のうち、いずれか低い額に補助率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てるものとする。

(イ) 監査の結果

a 「ジュニアからの育成・強化システム」について

補助金支出の有効性、つまり補助金支出と競技効果との関連性については、他県で証明された効果実績があり、それを参考にしている。

b 評価基準について

トップアスリート育成事業の目的ないし評価基準は、山口国体に向けての競技力向上及び地域振興の二つである。前者の山口国体に向けての競技力向上という目的については、国体での成績、指導者資格の取得数といった指標に具体化されており、補助金支出の事後評価が可能な評価基準といえる。

しかし、後者の地域振興という目的については、特定の地域でスポーツ活動が盛んに行われるという抽象的な内容であり、補助金支出の事後評価が可能な評価基準といえない。

他県及び山口県内におけるスポーツでの地域振興の成功例を参考にして、具体的指標に落とし込む必要がある。

c 3年後の見直し予定について

平成15年度から補助が始まったトップアスリート育成事業は、基本的には8年後の山口国体に向けての競技力向上を目指しており、3年後の平成18年度にシステムが根付いているかどうか見直す予定となっている。すなわち、個々の競技ごとに指導者不足、競技人口不足等の問題点・課題等を分析し、評価し、見直すことになっている。

ただ、競技ごとの必要指導者数や必要競技人口等が事前に評価できるように具体的に明らかにされておらず、トップアスリート育成事業の基盤整備の達成度を評価することができない。システムが根付いているかどうかを見直すためには、目的達成度か、目的水準を具体的に設定しておく必要がある。

d その他の指摘事項

県の補助金額と県体協の決算書の数値が不一致である。

(ウ) 意見

a 山口県体育協会に補助していることについて

県体協はこの事業だけでなく、ほぼすべての事業に関係しているが、金額的にトップアスリート育成事業が特に重要であるのでこの項目で指摘する。

県体協が実施しているトップアスリート育成事業等は、山口国体を視野に入れた飛躍的な競技力の向上と高い技術水準の維持・定着等を目指している。県体協の組織を見ると、この事業は県が行っているのではないかとの疑問もあるので検討する。

県体協をこの事業の実施主体としている理由は、県の説明によればトップアスリート育成事業を達成するためには、県、競技団体、市町村が協働して取り組むことが重要であり、また、競技団体と同じ士気、同じ目線で活動する必要があるからとのことである。

しかし、平成15年度の県体協の組織図をみると、理事長以下14名のうち、常務理事、プロパー職員及

び臨時職員の4名を除いた理事長、事務局長及び職員の10名はすべて県職員が兼務している。県職員が県体協の理事長、事務局職員を兼務していることについては職務専念義務（地方公務員法第3条）との関係で問題となる可能性がある。なお、この点については県の規則に則り、適正な処理がなされていた。また、平成16年度からは兼務から派遣に切り替えられている。

しかし、県職員を県体協への派遣に切り替えたとしても、県体協の組織構成員のほとんどが県関係職員であることに変わりなく、組織としては県そのものと考えられる。また、この事業の補助金は全額県の補助となっている。

現在は市町村等の意見を聞くことになってはいるが、県体協が実施主体となるからには、県とは独立した組織にし、各競技団体や市町村の意見が反映されるような組織団体にする必要がある。

b 経済性について

トップアスリート育成事業の中の1つの事業である指導者レベルアップ事業には、事業内容から見て過大な事業費が計上され、全額補助金として交付がされているものがある。

すなわち、指導者レベルアップ事業の内容は、年に3回（3日間）行われる講習会開催事業であり、事業費の所要積算額7,675,000円の内訳は下記の通りである。

費	目	金額
常務理事1名の人物費		4,880,000円
指導者への謝金・運賃・宿泊費		1,204,000円
レポートの印刷製本・パンフレット作成		1,365,000円
その他		226,000円
計		7,675,000円

上記のうち常務理事1名の人物費4,880,000円は、年3回の講習会開催事業に直接要する事業費ではない。

年3回（平成15年11月29日、平成16年1月25日、平成16年2月28日）の講習会開催事業を実施するのに、何故4,880,000円もの嘱託員人物費が必要なのか不明。

県の説明によれば、常務理事の業務は指導者レベルアップ事業のみでなく、それを含むトップアスリート育成事業の業務全般を行っているとのことである。そうであれば、この費用は指導者レベルアップ事業のなかで予算設定するのではなく、事務局経費として間接的な費用も考慮にいれて別途要綱の作成、承認を得たうえで事務局経費としての必要額を管理しておく必要がある。

上記を含めて、その際には県体協全体の会計では収支差額が出ていることから、補助金との関係を考慮することも必要である。

携帯電話の支払いについては、公費負担している以上、実績報告書において充分検討する必要がある。

カ (4006) 国民体育大会等選手派遣事業（夏季国体）（要綱：平成15年4月18日施行）（旧要綱：平成11年4月1日）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

国民体育大会へ本県選手団を派遣することにより、競技スポーツの振興と県民のスポーツに対する意識の高揚を図る。

b 補助対象事業

国民体育大会夏季大会出場者の派遣費

c 補助事業者等

財団法人山口県体育協会

d 補助金額

（単位：千円、人）

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	参加競技数	延参加者数
平成11年度	4,517	—	4,517	6	78
平成12年度	5,253	—	5,253	6	70
平成13年度	6,288	—	6,288	6	67
平成14年度	6,990	—	6,990	10	117
平成15年度	6,356	—	6,356	8	95

平成15年度の事業費の内訳（単位：千円）

内 容	金 額
旅費	5,819
輸送料	300
服装費	236
計	6,356

e 補助金額の算出

事業実施に必要な補助金額 補助率10分の10以内

旅費、艇輸送費及び服装費の実費

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

キ (4007) 国民体育大会等選手派遣事業（秋季国体）（要綱：平成15年4月18日施行）（旧要綱：平成11年4月1日）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

国民体育大会へ本県選手団を派遣することにより、競技スポーツの振興と県民のスポーツに対する意識の高揚を図る。

b 補助対象事業

国民体育大会秋季大会出場者の派遣費

c 補助事業者

財団法人山口県体育協会

d 補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	参加競技数	延参加者数
平成11年度	21,310	—	21,310	29	358
平成12年度	24,031	—	24,031	27	344
平成13年度	30,548	—	30,548	25	339
平成14年度	16,682	—	16,682	23	314
平成15年度	23,928	—	23,928	27	389

（注）平成15年度の事業費は旅費（交通費、宿泊費、弁当代などである。）

e 補助金額の算出

事業実施に必要な補助金額 補助率10分の10以内

(イ) 監査の結果

a 要綱等では補助金額の算出は事業実施に必要な補助金等とされている。また、補助対象経費が明らかにされていない。要綱等で定めた補助対象事業に対して予算の範囲内で交付すると定めているだけでは、補助金交付の審査及び実績審査の手続きが形式化してしまう。審査が機能するように、要綱等の中に補助対象経費を具体的に定める必要がある。これについては要領等の整備を検討中のことである。

b 実績報告書の報告日について

要綱によれば、実績報告は、当該事業が完了したときから、年度末を超えない範囲で30日以内とされている。

しかし、国民体育大会等選手派遣事業（秋季国体）の完了日が平成15年10月30日であるのに対し、実際の報告日は平成16年1月14日であった。補助事業完了から実績報告まで75日経過しており、実績報告書の提出時期が守られていない。

(ウ) 意見

交付決定について

この事業に限ったことではないが、補助金交付決定における審査状況が書類上明確となっていない。審査内容を個別・具体的に記載すべきである。

ク (4008) スポーツボランティア推進事業（要綱：平成15年4月18日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県で開催される各種スポーツイベントや大会において、ボランティアとして参加を希望する県民の中から「ボランティアリーダー」を養成する。主に、体育指導委員や県民スポーツ総参加運動推進委

員等のスポーツ・社会活動団体構成員を中心として養成する。

養成されたボランティアを「核」として、スポーツボランティアによる、スポーツボランティアのための活動団体としての「組織化」を支援する。

スポーツボランティア活動に関する一般県民の「情報提供」について、積極的な広報展開を支援する。

スポーツボランティアの自主的・主体的活動による、本県「ささえるスポーツ」の振興に資するとともに、地域スポーツ活動や山口国体におけるスポーツボランティアの活躍に向け、幅広い活動への基盤整備・環境整備を推進する。

b 補助対象事業

競技団体等が実施するスポーツ振興関係事業

c 補助事業者

財団法人山口県県体育協会

d 補助金額（平成14年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	5,999	—	5,999	—
平成15年度	4,000	—	4,000	0

(注) この事業は平成16年度をもって終了する。

e 補助金額の算出

(a) 補助対象経費

競技団体等が実施するスポーツ振興関係事業に要する経費（旅費、需用費等）

(b) 補助率

10分の10以内

(イ) 監査の結果

a 補助対象経費が事業実施に必要な旅費、需用費等とあるだけで、明確に定められていない。要綱で定めた補助対象事業に対して予算の範囲内で交付すると定めているだけでは、補助金交付の審査及び実績審査の手続きが形式化してしまう。審査が機能するように、要綱の中に補助対象経費を具体的に定める必要がある。

b 交付決定の際の審査資料について

審査資料の内容が決裁者等に分かるようなチェックリスト等が作成されていない。

c 予算実績差異分析について

科 目	予 算 金 額 (円)	金 額 (円)	摘要	要
賃 金 手 当	746,400	1,492,800	臨時職員賃金	
旅 費 交 通 費	670,000	562,647	運営会議等に係る旅費	
会 議 ・ 食 料 費	350,000	194,202	ボランティアへの弁当	
消 耗 品 費	1,591,000	1,495,306	ボランティア帽子、Tシャツ外	
通 信 管 理 費	100,600	99,220	郵送料	
印 刷 製 本 費	450,000	109,200	ボランティア手帳作成	
保 険 料	42,000	27,600	障害保険料	
委 託 料	50,000	19,425	ホームページ更新	
計	4,000,000	4,000,400		

(a) 予算と実績の差異理由が分析できる形で実績報告がされていない。

(b) 補助金が効率的に使用されているかどうか判断することができない。

ケ (4009) 第66回国民体育大会山口県準備委員会運営費（要綱：平成13年12月4日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

第66回国民体育大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業として、大会山口県準備委員会が組織され、準備委員会運営費を補助するものである。

b 補助対象事業

準備委員会は、県及び市町村、県及び市町村の議会、関係競技団体、学識経験者、その他大会開催準備に係る者によって組織され、大会開催に必要な方針及び計画の策定、会場地市町村の選定及び指